

令和3年第2回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和3年6月1日

本日の会議 令和3年6月2日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主 査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	健 康 保 険 部 長 志田純子君
水 道 局 長 田中一之君	教 育 次 長 山本昭彦君
教 育 委 員 会 理 事 田中真君	秘 書 広 報 課 長 中村元則君
契 約 管 財 課 長 和田弘君	地 域 安 全 課 長 荒木秀一君
政 策 企 画 課 長 荒木隆君	土 木 管 理 課 長 山崎昇君
福 祉 課 長 山口聡一朗君	こ だ も 政 策 課 長 宮司裕子君
住 民 環 境 課 長 中尾盛雄君	健 康 保 険 課 長 藤崎隆行君
介 護 保 険 課 長 細田愛二君	教 育 総 務 課 長 森本陽子君
生 涯 学 習 課 長 北野靖之君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時33分



#### ○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。

質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。

なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、浦川圭一議員の①土砂災害特別警戒区域の安全性の確保について、②正確な行政情報の発信についての質問を同時に許します。

4番、浦川圭一議員。

#### ○4番（浦川圭一議員）

皆様おはようございます。質問に入る前に新型コロナウイルス感染の1日も早い収束を御祈念申し上げまして、質問に入らせていただきます。

①土砂災害特別警戒区域の安全性の確保について。本年4月より新たな行政運営の指針となる第10次総合計画が示されております。その中で防災、減災の取り組みとして「災害の未然防止、減災のための河川・急傾斜地等の適正管理」という事項が示されております。この取り組みの実効性を高めるためには、土砂災害特別警戒区域の箇所の削減が最も重要で効果的であると考えております。そのためには対象区域の住民の同意を得ながら公共事業による対策工事を実施する、その環境づくりが必要と考え質問いたします。（1）はじめに「土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域です。」と示されております。本町において、この土地の区域の対象世帯数、人口は把握しておられるのか、お伺いします。（2）本町における令和3年3月12日現在、指定済みの土砂災害特別警戒区域630か所のうち町、県施工の急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に合致する箇所は何箇所あるか、お伺いいたします。（3）上記の箇所のうち工事用地の無償提供の承諾及び事業費に係る受益者負担金を誰が幾ら負担するかなどの条件を整えば、町に対して事業実施の要請を行えるものと理解しております。そこで本町の受益者負担金の負担割合を伺います。（4）連携中枢都市圏により関わりが深い長崎市、時津町が受益者に求める負担額は本町と比較して少額であると聞いておりますが、近隣自治体と同程度になるよう見直して、受益者が急傾斜地崩壊対策事業の要請に手を挙げやすい環境をつくって事業実施に努めていくことが災害の未然防止に寄与することと考えておりますが、受益者負担金を見直す考えはないか伺います。

②正確な行政情報の発信について。第10次総合計画において行政情報の発信と広聴機会の充実の取り組みが示されておりますが、入札契約適正化法に基づき、ホームページで公表されている「発注見通しに関する事項の公表」及び入札情報のうち「契約内容」の中で契約変更に関する情報の記載が正確なのかと疑問を持つようなものが何件か示されている、と感じております。次の点について質問いたします。（1）発注見通しに関

する事項については現在まで公表すら行われていませんが、上半期の発注予定はないのか伺います。(2) 契約変更が行われた場合に、その内容を入力しホームページ画面に反映されるには何日ぐらいを要するのか伺います。(3) 契約の完了を発注者、ホームページ検索者双方が確認するためにも契約内容一覧表の中に竣工検査日などの完成の確認日を記載することができないのか、お伺いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆様おはようございます。今議会の最初の質問者であります浦川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目1点目でございます。土砂災害特別警戒区域の対象世帯数、人口の把握についてということでございます。対象区域内の家屋の形態におきまして、戸建て住宅、集合住宅、空家など様々でございます。正確な世帯数や人口を把握することが非常に困難な状況でございますが、対象区域のかかる土地の中で、地目「宅地」の筆数はおおよそ1,300筆でございます。次に2点目の町、県施工の急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に合致する箇所は何箇所あるのかというお尋ねでございます。急傾斜地崩壊対策事業におきまして町施工の採択基準は、自然法面で勾配が30度以上、高さ5メートル以上、被災の恐れのある人家5戸以上。そして県施工の場合は、自然法面では勾配が30度以上、高さ10メートル以上、被災の恐れのある人家10戸以上、防止工事の事業費7,000万円以上となっております。土砂災害特別警戒区域は、自然法面で勾配が30度以上、高さ5メートル以上の箇所を指定されておりますことから、全ての箇所におきまして急傾斜地崩壊対策事業に採択される可能性がございますが、被災の恐れのある人家戸数の把握、こういったものが困難なことから災害基準に合致する箇所数までは把握ができておりません。現在、町民の皆様からの相談があった箇所につきましては県の方に報告をいたします。そして県と合同で現地を確認し、調査を行い、採択できるかどうか判断をしている状況でございます。続きまして3点目の急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金の負担割合についてのお尋ねでございます。本町での負担割合は、事業費に対しまして町施工時では10%、県施工時では5%となっております。次に4点目でございます。急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金の見直しについてのお尋ねでございます。議員御指摘にもありますとおり受益者負担金の負担割合は、近隣の長崎市、時津町と比較しても高いということは承知をしておるところでございます。このことに加えまして、平成29年度に県が本町に初めて土砂災害特別警戒区域を指定いたしました。そのことから急傾斜地崩壊対策事業に対する町民の皆様方の関心が非常に高まりつつあったわけでございます。近年の異常気象により本町におきましても災害が発生しておりまして、第10次総合計画の中における取り組みの一つで挙げておりますけれども、災害の未然防止、減災のための河川、急傾斜地等の適正管理をする必要があることを踏まえまして、今後

は受益者負担金の見直しについても検討してまいりたいと考えております。

続きまして大きな2番目、1点目の上半期の発注予定ということでのお尋ねでございます。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の定めによりまして、予定価格が250万円以上の公共工事及び建設コンサルタント業務につきましては、「長与町公共工事等の発注見通し、入札結果等、指名理由及び契約内容の公表に関する要綱」に基づきまして、当該年度の発注見通しに関する事項を発注予定工事等概要により公表を行っておるところでございます。公表の時期につきましては、4月1日現在の予定は4月中に行っております。また、10月1日現在の予定は10月中に公表しているということで、年に2回公表しております。また、本年4月のホームページの公表につきましては4月16日に行っておりまして、発注予定工事等につきましては42件、そのうち上半期の発注予定は38件でございました。なお、議員より御指摘がありました発注見通しに関する事項が公表されていないという点につきまして、これは本年4月にホームページのリニューアルを行いまして、新たな機能としてトップページの便利なサービスに入札情報検索を追加しました。しかしながら十分な活用ができておらず、既存の入札契約情報にもリンクしていないというような状況でございまして、大変申し訳なかったんですけども情報の検索が分かりにくい点があったということでございました。利用者の皆さんに御不便をお掛けした点もございまして、現在この件につきましては改善を行っているところでございます。今後も改良を行いまして、分かりやすく正確で即時性のある情報発信に進めてまいりたいとそうように考えております。続きまして2点目の契約変更が行われた場合のホームページ更新に何日ぐらいを要するのかという質問でございます。契約変更が行われた場合は、工事担当課が工事発注管理システムへその内容を入力いたします。そして、契約管財課へ報告するという手順になっておるところでございます。その後、ホームページへの更新を契約管財課で行っておりまして、報告を受けてから大体1週間以内にホームページの更新を行っているところでございます。3点目の契約内容一覧表の中に竣工検査日などの完成の確認日を記載することはできないのかという御質問でございます。現在、ホームページで公開しております契約内容一覧表は、公共工事等の名称、場所、種類、請負人に関する事項、契約年月日及び契約額、工期、概要、契約の変更を行った場合にありましては、その変更の理由及びその内容、随意契約による公共工事等の場合にありましては、その相手方の選択理由の公表を行っているところでございます。議員御指摘の竣工検査日などの完成の確認日の公表については現在のところ行っておりませんが、今後は分かりやすい公表の観点からも記載ができるよう研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

それでは再質問に入る前に、1点目の提案理由につきましてちょっと話をさせていた

できます。こういう防災、減災の具体的取り組みを各種町の計画等で見えていきますと、総合計画の中に「国土強靱化計画に基づく防災、減災の取り組みを進める」ということが記されておりまして、長与町国土強靱化地域計画、この中に「ハード事業とソフト対策の適切な組み合わせと施策の重点化」という項目がありまして、ここに「自然の猛威から町民の命を守り、被害を最小限に抑えるために、急傾斜地崩壊対策などのハードによる対策と避難訓練や防災教育などのソフトによる対策を組み合わせ複合的な防災対策を進めている。」と、もう既に進めているんだということが書かれてあるんです。そして「今後、この取り組みを着実なものとし、できるだけ早期に高水準なものにするためには、長期的な視野のもとで施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせ計画的に推進していく必要がある。」ということが書かれてあるんです、計画的に推進していく必要があるということが明確に書かれてありまして、ソフト面の取り組みについては今年の3月議会でも言われていましたがハザードマップの整備とか、それに伴う避難体制の強化とか、一定取り組みが進んでいるのかなという思いをしております。そういう中で、一方この急傾斜地対策などのハード事業がほとんど取り込まれていないのではないかなと思って、今回この1点目の質問を書かせていただいたということでございます。そこで（1）なんですけど、これちょっと（2）、（3）、（4）とは違うんですけども答弁を聞きますと、地区の対象人口を把握してないということでしたが、私はここの区域の方、土砂災害が発生した場合に著しく危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域に何世帯があつて、何人の方が住んでおられるということが、町が発信する避難誘導とか、一番厳しいものは避難指示というものになるんでしょうけど、こういう人たちに向けて発信をされているんだと思っているんですよ。だから避難のガイドラインというのをちょっと読んでみたんですが、危険な区域におられる方に対して安全な場所に避難してもらおう。これが避難指示とか避難誘導の話であつて、だから、あくまでもハザードマップで示された区域に住んでおられる方が避難の対象になるんだと私は思っているものですから、今回新たに洪水のハザードマップも示されましたけども、だから、当然こういう方々に向けて「避難をしてください」とか、そういうことを発信されているのかなあと思ったものですから。通常、防災無線で避難を呼び掛けていますよね。どなたに向けて避難を呼び掛けておられるのか、分かりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

避難につきましては、当然、住民の方がその対象でございます。日頃から周りに危険がある分、浸水、それと裏山とか、山の土砂災害ですね、こちらの方で不安がございます所。先程、議員が御指摘のとおりハザードマップで土砂災害特別区域、いわゆるレッドゾーン、それと土砂災害警戒区域、イエローゾーン、それとハザードマップで示させていただいている長与川の浸水箇所区域、こちらの方はやはり身体及び生命に危険があ

る、危害を与える恐れがある所でございますので、その方々に対して発信をさせていただいていると。それ以外の方についても、当然自分が危ないなと思った所につきましては避難をしていただくということで、広く発信をさせていただいているところでございます。前回の台風のときには約1,000名の方が避難をされました。その方々に対しまして、避難所についても開設をさせていただいたというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

全ての町民に向けてという趣旨だったのかと思うんですが、町内でもこういう危ない場所に住んでいる人は、この避難に関するガイドラインを見ますと、自分が住んでいる所から、例えば近所の安全な親戚とか、知人の家とかに移ることも避難って言うんですよ。だから町内全域じゃなくて、危ない方に移ってくださいというようなことを周知していかないと。そういう意味では私は、ここのハザードマップで示された区域の中の、県が調べて危ないとしている所ですよ。こういう人たちが全体でどれぐらいおられて、例えば細分化して、ここの避難所に対象になる方が何世帯おって、何人おられるとか、行って調査をされて準備しておくべきだと思うんですけども。そうしないと避難所の準備の体制もなかなか、漠然とこう、町民4万1,000人おられて何人来るかなぐらいで考えておられるのか分かりませんが、要は、その避難所を設置するだけ設置して、来られてそこに入るか、入らないかぐらいの判断で。やっぱり計画立ててやるということも、強靱化対策にソフト面も書いてあるわけですから是非、そんなに困難でなければ調べてそういう対応をされた方が良くと思うんですが、最後にこの件はいかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

先程からの御指摘のとおりでございますが、このハザードマップの中で色が塗られている所以外も、やはり町民の方がちょっと不安という所については、当然避難もしていただくかんばいかんもんですから、そこにつきましては、長与川については、24時間1,080ミリの雨が降った場合を想定したハザードマップでございます。ですからその辺も踏まえて、この色を塗った所が何世帯あって、何人ぐらいいらっしゃるのか。それについてはなかなか難しいと思いますが、今後研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。是非考えていただければと思います。2番目、3番目、4番目については関連をしておりますので合わせて聞きますけども、2番目についても先程の町の国土強靱化地域計画の中で既に取り組んでおるんだというようなことも書いてあるんです。

そして、今後は計画的に推進していく必要があるということが書かれてあるんですよ。ここについても全体の把握はしてないということなんですが、計画的に推進していくべきだということは、例えば町内に、この630か所ある中で対象にならんやつもかなりあると思うんです、戸数の関係であるとか。だから全体を拾って、そのうち県事業で対応できるのが何箇所あるのか、町事業で対応できるのは何箇所あるのかそれぞれ拾って、その財源内訳を国費が幾らで、県費が幾らでと書き込んでいったら大体町内の全体像が分かるわけですよ。そういうものが計画立ててということじゃないのかなと私は思うんです。だから、是非こういうのは必要じゃないのかなと思うんですが、どうですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

急傾斜地崩壊対策事業というものは、どうしても事業が終わったあと、その土地を寄附していただいたり、地元からの負担金を払っていただいたりというものがございます。ですので、この事業というのは地元からの同意と言いますか、お願いがあって初めて町も県も事業に取り組むような格好になっているところで、計画的に私たちが進めていくというものでは若干違うものと考えております。どれだけの事業費なのかっていう把握につきましても、どれだけ高さがあるのかということもございますので、そこをできるかどうか研究はしたいと思いますが、難しいものだと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

「計画立ててやっていくべきものではない」と今、言われたようですけども、町が作っている計画では「計画的にやっていくべき、取り組むべき」だと書いてあるんですよ。それで所管で「計画的にやるわけじゃない」と言われれば何とも言えないんですが、先程申し上げた提案理由の前段で「急傾斜地崩壊対策などのハードによる対策とソフトの対策を組み合わせる複合的な防災対策を進めている」ということが書かれてあるんですよ。何かされていますか、この急傾斜地崩壊対策などのハードの対策というのは。もうここ何年も、私、この急傾斜地の事業は実施されていないんじゃないかなという認識をしているんですが、何か対策されているものがあれば教えていただきたい。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

ここ数年、急傾斜地崩壊対策事業はあっておりません。相談はあっておるんですが、地元負担金の関係であったり、地元がまとまることができないということで、取りやめているケースまでで終わっております。

○議長（山口憲一郎議員）



浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

特段、取り組んでいる対策はやっていないということで理解していいですか、現状。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

議員御指摘の急傾斜地の計画につきましては受益者負担金、こちらの面がやはり地元の方に負担をしていただかないといけないということがございますので、先程、土木管理課長が申しあげましたとおり、地元の方から「ここはしたいんだけど」という申し出があった場合に、私共も当然工事費用を出さないといけないので、こちらの方は年次的に計画を立てながら、それで今年はこのA地区をやりましょう、来年はB地区をやりましょうと計画的にやらせていただくということで理解をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

出てきたものに対して計画的にやるって、この計画はそういう読み方をすべきなんですかね。この国土強靱化地域計画の中で示されている「計画的にやる」というのは。違うんじゃないですか。実際できるか、できないかの計画を立てるべきだと私は申しあげているんですよ。いろんな斜面があつて「ここは地元がまとまればできるよね」というようなものが何件あるんですかというのを私はまず聞いているんです。だから、町が作った計画を全部しましょうという話じゃなくて、対応できるものが何箇所あるのかというのを計画的に作るべきじゃないのかなと申しあげているんですが、分かりました。言ってきたものを順番に、そういうのは計画立てんでも、やるかやらんか、そのときの財政状況を考えれば計画とか作らないでも、すぐできるじゃないですか、そういうのは。今年はやらないけれど、来年、再来年ならできますよという、そういうのをわざわざこれに載せるんですか、地域計画とかこういうのに。違うでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

地元の方々の負担金、こちらが町施工で10%、県施工で5%、これを皆様からお預かりしないとイケないですから、それにつきましては地元の方々に御負担があるということですので、なかなか町の方でその計画を立てて今年はこの地区をやりましょうとか言うことについては、やはり地元についてはなかなか難しいかなということも踏まえて先程答弁をさせていただいたところでございます。議員御指摘のとおり、地区、地区で危険度によって計画をしていくべきではないかという御質問でございますが、これにつきましては自然法面でございます。なかなか地元の方々との調整、あるいは今現在の

傾斜地の危険度の方も調査をしていかないといけないものですから、それにつきまして、今後研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

ちょっとこの「計画の考え方が全然違うよ」って言うので、ここの2番目についてはこれで終わらせていただきます。あと3番目のそれから下の本町の割合が町事業で10%、県事業で5%ということで、分かりやすく聞いていただくために今年の県営事業で長与、時津町の事業の概要をちょっといただきまして、時津町で、県営事業で急傾斜地崩壊対策というのを今年度やられておるんですが、そこを例にとりて質問をさせていただきますけども、総事業費が2億円で受益者が12戸おられるわけですよ。先程の答弁に当てはめると県事業で5%ですから、長与町で2億円の負担金が幾らになるかと言うと1,000万円になるわけです。時津町役場の方で調べてきたんですが時津町は1%なんですね、1%。時津町が幾らかと言うと時津町の負担は200万円なんですよ。これは12戸の受益者の方たちが均等で同じ額を払うとした場合に、時津町の住民の方は16万7,000円の負担で2億円の工事をしていただけるわけですね1件当たり。長与町の住民の方は83万4,000円ぐらいの負担になるわけです。ちなみに長崎市は県営事業については負担金はもういただいてないということで0%。そういうことであまりにも乖離があるもんですから、県営事業でこれだけの乖離があるんですね。町営事業になりますと10%と時津町の1%ですから10倍違うわけですよ。だからそういうことで負担金の見直しをお願いできないかということで質問をさせていただいたんですが、先程の答弁を聞きますと今後検討をしていただけるようなことはあったんですが、どうですか、これだけ乖離があるということは理解はされていたんですよ。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

急傾斜地崩壊対策事業の地元負担金につきまして、これだけ差があるということは認識をしておりましたが、この急傾斜地崩壊対策事業が昭和57年に長与町で決められていまして、そこから同じ率ですずっときているという状況がございます。現在、レッドゾーンとか指定をされていますので、この関係で町民の皆様からの質問等、多くいただいておりますので、そこにつきましても研究して、検討していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

是非、近隣とあまり変わらないぐらいの対応をしていただければと思ひまして、これはもうお願いをしまして、2番目の質問に行きます。

2番目の1点目についてですが、きちんと公表をしているんだと答弁をいただきました。以前は入札契約情報というところをクリックすれば、発注情報とかも一覧でずらっと出てきていたので。今回新しくなって、入札情報っていうところの大きいボタンがあったもので、私はそこだけをクリックして探していたんですよ。それで出てこなかったものですからこういう質問を書かせていただいたんですが、きちんとほかのところから行けば見つかるんだと、公表していただいているということで、すぐに帰って検索をさせていただけたいと思います。1点目はもうそれで結構でございますが、2点目が実際、私が通告書を出した時点で、変更の書き込みがきちんとされていたものが5件だったんですかね、5件。その後に、私また2週間ぐらいして検索してみたんですよ。これが何と別途40件ぐらい新たに書き込みがされていたんです。これ実際は3月までに遅くても変更がされたものなんですけど、それが5月中旬になってやっと書き込みがされている状況になっていたということなんですけども。そもそも3月に変更した時点できちんと書き込んでおれば、もっと早くに画面上に表示がされていたんじゃないのかなと思うんですよ。たまたま私がこういう質問をした時期と皆さんの書き込みが一緒になったのか、私の質問を見て慌てて書き込まれたのか分かりませんが、どうなんですか、皆さんこれ書き込むことすら忘れておられるとか、どういう意識なんですか、分かりますか。契約管財課の課長に聞くのも申し訳ないんですが、これはおそらく、庁内全ての発注をしたような所管の皆さん方、課長辺りに聞いていただきたいんですよ、きちんと書いてくださいよと。だから変更をして書き込みがないということは誤った情報がずっと発信をされている、ずっと1か月、2か月続いているという状況なんですよ。だからそういうのをすぐに改善をすべきだと思うんですが、そもそもここに書き込まれてない理由というのは分かりますか、何か。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

契約の変更が公開されてなかったということでございます。どうも申し訳ありませんでした。実は工事担当者が入力をする。そして、うちの方に報告があって公表をしていくんですけども、変更はされているんですけども、工事担当者の方と契約管財の方、うまく意思の統一、そういうのがなかなかうまくいかなかったものですから、今後この辺を改善しながらうまくいくように行ってきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

先程この2番目の答弁で、所管から報告があって契約管財課の方でいろいろ書き込んで処理をするのに1週間ぐらいかかるんだというような答弁だったんですが、私がお聞きをしているのは、その内容を入力してからホームページの画面に反映されるまでにど

れくらいかかるのかというのをお聞きをしているんですけども。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

担当の方が記事を作成いたしまして、それを起案いたします。どんな起案でも一緒なんですけども、上位の決裁が必要ですので起案を行いまして所管の課長が決裁を行います。その時点で記事の内容を確認いたしまして、承認した場合はつきましては公開の処理を所管の課長が行います。これにつきましては公開のボタンがありますので、そのボタンを押してから約5分後にはホームページの方に反映することになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

細かい手順はよく分かりませんが、せっかくホームページをリニューアルして、そのホームページのリニューアルのときの当初予算審査の中でも、情報の書き換えとか、新たな更新とかについては、もう即座にできるようになるんだというようなことも聞いておりましたので、これも意識づけて書いていけば、もうほとんど時間を置かずに反映していく、できるんだと思いますので、そこはしっかりやっていただくということで。私は平成29年にも同じような質問をしているんですよ。だから2回目で、あまりにも一向に改善がされないということで改めて質問をさせていただいたところでございます。最後ですけども、3点目、完成確認分を書いていただけないかと申し上げたのは、こういう様式があるんですけども、答弁でも「前向きに書くようにするんだ」と言っていたので構わないんですが、どうしてもこれを書いていただかないと示されてる工事が終わったか、終わってないのか分からないわけですよ。だから工期を見て、もう工期が過ぎたものを私どもは終わったという判断をするんですが、終わったという判断をしていたものが5月になって、改めて3月繰り越しで工期を延ばしていたんだというようなものがどんどん書き込まれて。終わっていると思ってここで見て確認をしていたものが、現地を見たら何も触ってないような感じがするんだけどなとか、そういったものもあるもんですから、是非これを書き込んでいただいて、この工事はこれで完結したんだなというのを私ども見る側も確認できるように是非していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

御提案いただきましてありがとうございます。3点目の竣工検査日、これにつきましては前向きに検討させていただきます。ただ、2点目の契約変更、こちらの方も含めて、やはり契約変更して最後、竣工検査日が契約管財課の方で分かればもう終わったんだな

という確認もできますので、その契約変更はまだ終わってないよねというのも含めてこの竣工検査日で確認ができますので、この3点目の竣工検査日については前向きに検討をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時30分まで休憩いたします。

（休憩 10時15分～10時30分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順2、金子恵議員の①史跡、文化財など歴史的財産の活用について。②持続可能な社会を構築するための対策について。③防犯灯、街路灯などの維持管理についての質問を同時に許します。

9番、金子恵議員。

○9番（金子恵議員）

改めましておはようございます。早速、質問に入りたいと思います。

①史跡、文化財など歴史的財産の活用について。本町の歴史は、堂崎遺跡が町内最古の遺跡と考えられることから、2万年から3万年前の石器時代ではないかと考えられていると言われています。そのときに始まった町の歴史は遺跡にとどまらず、様々な史跡、そして文化財が残されており、これを活用することで郷土愛を育むことにも繋がるのではないかと思います。歴史講座などを通じ多くの町民が学ぶ機会を作ることで、生涯学習の推進を図っていることは承知しております。しかし、これだけに限らず、活用を進めることで観光、健康づくりなど様々な施策を通し、本町の魅力を発信することができるのではないかと考えています。今後、長与三彩窯跡の調査が開始されますが、前回以上のものが発掘されるのではないかと期待しています。また、調査後の将来における活用、方向性も気になるところです。今回、策定された第10次総合計画、基本目標2の11「文化・芸術の振興」の中にも「文化財の保存・活用」が含まれており、「各種講座等を通じた文化財に関する理解と郷土愛の育成」と示されています。本町の歴史、史跡、遺跡、文化財を生かし、どのように活用していくのか、以下の質問をいたします。

1、長与三彩窯跡の調査後、保存、活用はどのように考えているのか、改めて伺う。2、歴史的価値のあるもの、場所など、郷土愛を育成するにあたり、どのように町民に伝え、活用していく計画か。3、何を残し、何を伝えるのか。その選択はできているのか。4、歴史的財産の保護や保全は、行政と教育委員会などがともに協議し進めていくべきと考

えるが、どのように考えるか。以上4点を中心にお伺いいたします。

②持続可能な社会を構築するための対策について。低炭素社会の実現に向け、世界では「脱ガソリン車、ディーゼル車」を掲げ、電気自動車にシフトする動きが見られます。日本政府もガソリン車の新車販売を2030年代には禁止する方向のようです。それらを見越し、今後、充電設備などのインフラ整備について進めていくべき時期に来ているのではないかと考えています。充電設備の充実には住民サービス、観光等にも寄与することから、本町独自または民間を巻き込む形で推進していくべきと思うがどうか伺います。

③防犯灯、街路灯などの維持管理について。球切れ、LEDのセンサーや照度について相談を受けることが多くあります。これらの維持管理、自治会などからの要望など、どのように対応し、処理しているのか伺います。

以上、3点となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお1番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からはそのほかの質問につきましてお答えをさせていただきます。

2番目の質問でございます。持続可能な社会を構築するための対策ということの御質問でございます。昨年10月、菅内閣総理大臣は、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しておられるところでございます。これを踏まえ、経産省が中心となりまして「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、遅くとも2030年代半ばまでには、乗用車新車販売で電動自動車100%を実現できるよう包括的な措置を講じるとされておるところでございます。これには車両価格の低減や蓄電池の性能向上などに合わせて、充電インフラの拡充が重要であることは御案内のとおりでございます。次世代自動車の普及につきましては国の地球温暖化対策計画にも位置付けられておりまして、カーボンニュートラルの実現に向けて関係法令の改正も含め、本計画の見直しが進められておるところでございます。本町におきましても、今年3月、長崎広域連携中枢都市圏を構成しております長崎市、時津町とともに「ゼロカーボンシティ長与」を宣言いたしまして、2050年までに二酸化炭素排出ゼロの達成、脱炭素社会の実現に向けまして、取り組んでいこうという意思表示を行ったところでございます。今後、地球温暖化対策推進法及び対策計画に基づき、1市2町におきまして実行計画の共同策定を予定しておるところでございます。こうした地球温暖化対策の動きと並行いたしまして、次世代自動車への普及拡大に向けた国の制度や民間の充電設備導入への取り組み、その需用や費用対効果を踏まえ、町としてもこの設備設置の可能性について今後検討していきたいと考えております。

次に3番目でございます。防犯灯、街路灯などの維持管理についてのお尋ねでござい

ます。現在、町が管理する防犯灯、街路灯は合わせておおよそ4,000基ございます。これらの維持管理につきましては、防犯灯の維持管理は地域安全課が、街路灯の維持管理は土木管理課がそれぞれ行っております。既設の防犯灯や街路灯の球切れや照度不足など不具合につきましては、自治会や町民の皆様から御連絡をいただいた際には、現場を確認の上、速やかに対応するよう努めておるところでございます。新設、移設などにつきましては、基本的には自治会を通じて要望をいただくこととしており、自治会におかれましては、防犯面や安全面などから設置等の必要性が高いと判断されていることを踏まえ、要望につきましては可能な限り対応してまいりたいと考えております。今後とも、防犯面や歩行者の安全確保に資する施設であることから、速やかに対応するよう努めてまいりたいと思っております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では私の方から、金子議員の御質問にお答えいたします。

1番目の史跡、文化財など歴史的財産の活用についての1点目。長与三彩窯跡発掘調査後の保存、活用についての御質問でございますが、今年度から計画しております長与三彩関連遺構の発掘調査の結果により、保存方法や活用方法も異なってくると考えております。具体的には、重要な遺構や遺物が発見された場合は、町指定文化財にするとともに、専門的な御意見もいただきながら最善の保存及び管理方法を検討してまいります。また、その活用方法としましては、長与三彩のすばらしさと長与町の文化遺産について町内外に発信すると同時に、本町の生涯学習拠点の一つとなるような整備、並びに町民の郷土愛の育成を図れるような活用の必要はあると考えております。2点目の郷土愛を育成するにあたり、どのように町民に伝え、活用していく計画かについての御質問でございますが、文化財への理解、また郷土愛の育成を図るために、まずは町民の皆さんに関心を持っていただくことが重要であると考えております。本町の歴史である文化財について、もっと皆さんに知っていただけるよう、毎年開催しております遺跡めぐりや歴史講座に加え、新たに遺跡マップを作成し、周知に努めているところでございます。今後も、本町の文化財については、今年から始まる発掘調査を契機とし、新しい講座の開催や発掘現場の見学会を計画するなど、長与の歴史を学ぶ機会を数多く提供することで、文化財に対する理解と郷土愛の育成を図ってまいります。3点目の何を残し、何を伝えるのか。その選択についての御質問でございますが、本町では堂崎遺跡をはじめ、県から指定を受けております寺屋敷跡五輪塔群や町指定の中尾城跡、また周知の埋蔵文化財包蔵地として県へ届出をしております長与皿山窯跡や長与三彩窯跡など、数多くの遺跡が存在しております。その選択ということでございますが、遺跡や文化財につきましては選択するものではなく、長崎県遺跡地図及び長与町郷土誌に掲載されております遺跡や文化財全てが、後世に残していく貴重な財産であると考えております。4点目の歴史的財

産の保護や保全は、行政と教育委員会などがともに協議し進めていくべきについての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、歴史的財産の保護や保全につきましては、行政のみならず文化財保護委員会などの関係機関や団体などとも連携し協議を行う上で、情報共有を図りながら進めていくことが重要だと考えております。今後も文化財などの歴史的財産につきましては、関係各位の御協力を得ながら適切な保護や保全に努めてまいります。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

では早速、ちょっと質問事項が多くありますので、できるだけ答弁の方も簡潔にお願いできればと思います。今回の発掘ですけれども、2年間で2回に分けて調査をするということになっているかと思いますが、年度ごとにどのような発掘調査をしていくのか、その辺りをまずお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

まず令和3年度につきましては、10月から11月くらいにかけまして実質1か月ぐらいで発掘調査を計画しております。発掘調査の場所ですけれども、現在居宅が建っている場所以外の場所を調査いたします。その後3か月から4か月ぐらいかけまして、遺物の洗浄やナンバリングなどの内業を行います。2年目の令和4年度ですけれども、今年度と同じ要領で調査いたしますが、調査場所としましては現在建っている居宅を解体しまして、その居宅のあった場所を調査いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

居宅以外と令和4年には居宅があった場所の発掘を行うということですが、今回の発掘の一番の目的って一体何ですか。破片が出ることを目的としているのか、窯跡なのか作業場なのか、いろんな目的があるのかと思いますけれども、その辺、今、予定しているものがあればお伝え願いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

発掘の一番の目的でございますけれども、幻の焼き物と言われております謎の多い長与三彩、まずこの解明だと考えております。以前、敷地の一部分だけの発掘調査を行っておりますけれども、そのときに長与三彩の破片が見つかっておりますので、その窯跡であったり作業場であったり、そういった解明に繋がるような成果を期待しております。



○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

皿山跡を含めてあの辺りで焼かれたのは普通の長与焼が99.9%だったのではないかと聞いたんですけれども。献上品だったと思われる長与三彩ですね、これが発見される可能性はどの程度予測されているのでしょうか。所管の方で分かればお答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

可能性ということですが、今のところ分かりません。やはり未知数でございます。しかし、平成17年の発掘調査におきましては長与三彩の平皿の破片が見つかっておりますので、私どもも今回の発掘調査に期待をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

掘ってみないと分からないというのが発掘調査だと思いますけれど、令和3年、4年に発掘したときに窯跡ですとか、その作業場に関しては家が建っていましたからなかなか発見が厳しいのではないかと危惧されますけれども、らしきもの、もしかしたら窯跡だったんじゃないかという場所が出てきた場合、この認定はどなたが行うのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

認定につきましては、調査専門員とか県の所管課などの御意見もいただきながら、町の方で認定をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

分かりました。長崎県文化財保存活用大綱というのが令和3年2月に策定をされています。これは国において平成30年の文化財保護法の改正によって、都道府県による文化財保護活用大綱の策定、それから市町村が作成する文化財保存活用地域計画というのがあるんですけれども、本町には文化財保護条例というのがあり、この中にも適用範囲がかなりあるかとは思いますが、文化財保存活用地域計画を策定することで、これに従って取り組みを進めて、継続性、一貫性のある文化財の保存、活用を行うとなっておりますので、今回の窯跡保存に繋げる必要があるのではないかと思います。この分の計画策定は考えておられますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今、議員御指摘の文化財保存活用地域計画の重要性というものは、中長期視点から考えた場合でも必要であると認識しております。発掘調査の結果とか、成果にもよりますが、ほかの市町とかも参考にしながら、今後検討していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

中身を読みますと必ずではなく努力義務の範囲なので、今、課長がおっしゃったように中長期的に考えるのであれば、地域計画の策定も視野に入れて行っていただければと思います。先程おっしゃっておられましたけれども、前回の発掘調査で長与三彩の破片が2つ、写真も見ましたけれども出てきたということで、大まかな予測の上で調査がなされると思います。で、あるだろうということで、今回、長与三彩跡地だろうと思われる場所も変えましたし、その発掘調査のために予算を取りました。でも万が一、何も出土されなかった場合、この三彩窯跡の活用はどのようにされる予定でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

発掘調査で結果が出なかった場合ということですがけれども、議員もおっしゃったように、以前そういった破片が出たという成果が出ておりますので、その分で今後も周知の埋蔵文化財包蔵地としての保存と管理が必要ですし、隣の長与皿山とも合わせて研究、保存をしていきたい、そういった活用をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

そうですね、皿山跡、そして物原、そこも1回発掘してまた埋め戻した状態でそのままになっているので、この三彩が発掘されても、されなくても、ここの地域の活用というのは十分可能なのかなと思いますし、この発掘ということの意義というのは何か出土する、そのことだけが調査ではないと思いますし、調査することでこの場所にどういう歴史があったのか、どういう関わりがあったのかということを住民に周知し学習することが大切だろうと思いますので、だから出なかったとしても、改めて窯跡付近に対する歴史のロマンと言うんですか、そういうのが広がって、新しい仮説の下、また研究を続けていくということも可能なので、面白いのではないかなと私自身は思っております。では、長与三彩窯跡に関して縷々質問させていただきましたけれども、本町にはほかにも多くの歴史的財産があるかと思います。大体何か所ぐらいあるのか、これは町有地、私有地も含めてですけれども、その数、お答えできる範囲で結構ですのでお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

町が確認できていない史跡もたくさん存在しておりますけれども、長与町の郷土史と長崎県の遺跡地図に紹介されております遺跡は、私有地も合わせて36か所になります。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

36か所ということで。では、そのうち町が把握していない所もあるということですが、説明板、案内板、これがある場所というのは大体どのくらいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

説明板、案内板ですけれども、36か所のうち説明板がある箇所は5か所。そのうち誘導の案内板がある箇所は2か所になります。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

かなり少ないなと思いながら聞きましたけど。この説明板、案内板っていうのは他市町に比べ思っている以上に少なかったんですけれども、何か規定があるんですか。町で定めた何かこう決まり事がある、そういうのがあればお知らせください。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

説明板、案内板の設置の規定は特にございません。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

長与町が一番栄えた時代というのは中世期と言われています。この中世期というのは鎌倉、室町時代ですけれども、その時代の代表的なものが県の指定である寺屋敷五輪の塔、これは時代的に1391年という文字が読み取れると資料に書いてありました。この付近には飯盛城跡などたくさん関連した史跡が残っております。また嬉里谷の方に天台宗の寺跡と言い伝えがある円能寺跡、ちょっとレアですけれども。1854年、森源次という人が人柱となって長与川の氾濫を抑えるための改修工事を完成させたというその場所に今、水神様が祭られていて、それを今でも、もう百何十年経っておりますけど住民の方が管理されてお参りというか、そういうことをされているという所もあるな

ど、かなりの史跡があるんですね。もったいないなと思うんですよ。所管が必要と思われる場所に関して、案内板、説明板を設置していただきたいなと思うんですけれども、必要と思われる場所、そういうのは大体どのくらいと想定されていますか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

文化財によっては正確な場所であったり、まだ解明されていない遺跡もございますので、正確には把握しておりません。ただ、案内板などを立てる場合は立地や、地権者の許可であったり、文化財の保存管理方法の問題もございますので、今後も引き続き専門的な御意見もいただきながら、設置できるか、できないか検討していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今、課長が答弁していただきましたので、なかなか所管の課長がいつまでという答えは厳しいでしょうし、私有地の中の遺跡、史跡があるということもネックになります。首長である町長との役場内での話し合いもあると思います。ですからなかなか設置というのは、今すぐっていうことはできないかもしれないんですけど、いろんな文献の中に、この長与町の歴史をきちんと語っている大村郷村記とか、いろいろありますよね。はっきりしているものの中で、生涯学習に繋がるものは多分選択ができるはずなんです。だからそういうものを選択して案内板、説明板の設置をお願いしたいなと思うんですが、今後、例えば協議を重ねた上で最低限度やれるとしたら、大体何年ぐらいかかりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

申し訳ございませんが、何年のうちというのには正確にはお答えはできません。ただ、今回の発掘調査を良い契機としまして、町民の皆様にも長与町の歴史や文化財をもっと知っていただく、文化財への理解であったり、郷土愛への育成を図る。そういった努力はしていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

無理を言いました。多分、そういう答えしか出ないだろうとは分かっておりますけれども、私、今日こういう問題提起をさせていただきましたので、しっかり考えていただければな、進めていただければなと思います。最近、私、大村市ですとか西海市の方に、知人に誘われて史跡めぐりに行く機会がありました。両市とも丁寧な説明板と分かりやすい案内板を活用して、しっかり観光に繋げているんですね。確かにその歴史の厚みっ

ていうのは市とか、町で違うと思いますけれども、せっかく本町にある歴史的財産を活用しない手はないと思っております。大村市の三十七士の説明板にはQRコードが付いていて、このQRコードにその場でアクセスするとすぐこの情報が得られて、その場で子どもでも大人でも年齢問わず勉強ができるというものが貼ってあったんですね。確かに、開けたらすぐに大村藩の三十七士の説明が出てくる。これ、良い取り組みだなと思ったんですけども。今後、学習に繋げる、郷土愛を育成する、そういういろんな面から利点があるかと思っておりますけれども、この取り組みに関し、どうでしょう、今ある5か所ぐらいしか説明板はないとおっしゃいましたけれども、今後、長与三彩窯跡、それに伴う皿山跡、そういうものもいろんな看板設置とかをされると思うので、そのときQRコードの活用というのが考えられますけれども、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

御提案ありがとうございます。議員御指摘のとおり本町にはたくさん素晴らしい文化財があると思っております。今回の発掘調査が本当に良い機会だと思っておりますので、町民の皆様にご覧いただくため、また、今お話がありました学校教育とか、生涯学習、そういったものに繋がられないか、その活用方法を今後研究していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

全てがきっかけだと思っておりますよ。全てがきっかけで、そこで興味を持ってもらうっていう、そのきっかけも大事ですし、歴史を知るといことはやっぱり地域の誇りを養うことになると思うんです。先程私、通告書の中で「何を残し、何を伝えるのか」という質問をしましたけれども、教育長が答弁をなさったように「全て残していく」、これ当然なんですよ。当然だと思っておりますので、これらを活用して知識を養う。そして養った知識が、長与町はずばらしい町であるっていうその意識付けになると思うんです。その結果が郷土愛を育むことになる。そして、それが観光だったり、健康づくり、通告書に入れましたけども、こういうものに繋がっていくのであれば、私、一石二鳥だと思っておりますし、最高の遊び心、町長が言う「遊び心」だと思っております。皆さんテレビを見られたときに「遊び心にギアを入れる」と言う自動車のコマーシャルを見るかと思っております。コロナ禍で密にならない上に健康的に楽しめるウォーキング、そういうものも組み込みながら、その案内板などを設置することで、長与町の歴史を知る機会を得ながらウォーキングだったりとか、そういうものを進めていく。そして長与を知るきっかけ、発信の機会にするという、そのためにもこの文化財の活用、サイクルツーリズムですとか、いろんな計画をされておりますけれども、新しいことをきっかけづくりの一つにするというのはやっぱり大事だと思っておりますよ。でも既存にある長与町のこの歴史を活用しない手は

ない、もったいない。そこから郷土愛というのが育まれるとも思いますので、そのためにも町長が言われる「遊び心」にもそろそろちょっとギアを入れてみてはどうかと思うんですが、総括として町長に見解をお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、教育委員会を中心に遺跡めぐり、それから歴史講座、そして遺跡マップといったものやっただいております。長与町の歴史ということで、今おっしゃられたような形でやっただいこうということで、最近、遺跡じゃないですけども原爆が投下されたことで長与駅、そして今は道ノ尾駅、これに銘板を作るといってしております。徐々にではありますけれども進めていっております。特に先生、学校の教育等を終えた方がウォーキング、ずっと歩いておられて、大字、字、地名の由来を冊子にされている。もう一人の先生は今、長与の歴史を一生懸命書いておられます。それはもういろんな所を巡って、そういった歴史になるわけですので。そして今度の長与三彩、幻の三彩焼と言われてはいますが、これがもし仮に出るといようなこともありましたら大変なニュースになりますし、こういったものも踏まえまして、今から徐々に銘板とかいろいろなものを起こして、皆さん方の目に付くような形で提供していくということが行われていくんじゃないかなと思っておりますし、私もそうしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

よろしくお願ひしたいと思ひます。大字、小字、そういうものの本もしっかり読ませていただきましたし、今、改めて新しい歴史書を作っておられる方もいらっしゃるということで、同じ町内に住まれている元校長先生が今、地域の方を集めて長与の歴史の大本である大村だったりとか、西海市だったりとか、そこから長与に戻ってきて長与の歴史を考へるとい活動がずっとされております。その中で長与の歴史の厚みについての知らされた感じなんですけれども、そういうところでの歴史に関心があるといのは個人のことかもしれないんですけども、多くの方が参加されるといことはそれなりに関心を持つ人もいらっしゃると思ひるので、小学校とか、中学校の教育に繋げることのできるでしょうし、いろいろな生涯学習に繋げることができるとい観点から、この皿山、三彩跡、そういうものに限らず、全ての遺跡、史跡、文化財、そういうものをトータル的に考へた郷土愛を育む一つにしたいだけと思ひます。

では、2つ目の持続可能な社会を構築するための対策といことで再質問をさせていただきます。私、この質問をしましたのは、地球温暖化が進んで気温もさらに上昇すると予測されておりますので、やはり環境に配慮したまちづくりとして、また、災害時の電力供給、動く蓄電池と言われて役立っている電気自動車ですね、これを公用車として

導入できないかとか、充電インフラの整備、先程答弁もいただきましたけれども、推進していくべきではないかと思って質問をさせていただきました。この質問をするに当たって、本町が進めてきた地球温暖化対策、これがどのようなものだったのか、その対策の内容を簡単に結構ですのでお答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

本町が進めてきた地球温暖化対策になると、やはり他市町に先駆けて行ったE S C O事業、こういったものをまず挙げられるかと思えます。それ以外にも、車の話で言うとスマートムーブ、こういった部分を含んだエコドライブの推進と講習会の開催。ほかにもクールビズやウォームビズ、やはり長与町ではごみの分別、資源の回収を行うことが結果的に二酸化炭素を含む温室効果ガスの削減に繋がっているものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

そうですね。もうE S C O事業も一旦終わりはしましたけれども、様々な観点での対策はなされていることは十分承知しているつもりです。ただ、この取り組みによってどのような効果があったのかお答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

先程述べましたエコドライブとか、クールビズ、ウォームビズ、こういった施策は目にする、意識することが効果があるものと考えております。ここにはどうしても、数値的な話では答えに出ないものがあるかと思えます。そしてごみの分別とか、資源回収をやっていること自体が先程も言いましたけど、目には見えない形ではありますがやはり一番の効果があるものと私どもは考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

課長がおっしゃるように数字で見えないので、なかなか取り組みの効果が実際にあっているかどうか分からない、これがこの取り組みだと思うんです。環境への取り組み、そういうのって、もう本当に目に見えないので大変なんですけれども、長与町の公用車はリースで今乗っていますけれども、これに電気自動車、EVですね。で、プラグインハイブリッド自動車、PHV、ほかにガス自動車、今からは水素を燃料とした自動車も開発はされていますけど、それが一般的になっていくだろうというところで、この次世代型の自動車、これは低燃費であり低公害車ということもありますので、今後その切り

替えのときにでも公用車に導入してはどうかと思いますけれども、今現在導入されているのか、今後、切り替えていく予定があるのか、その辺をお聞かせ願えたらと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

現在、本町で所有している多くの公用車のうち3台が、ガソリンで動くエンジンと電気動くモーターの、いわゆるバッテリーの二つの動力源で走行するハイブリッド車を導入しております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

3台あるということで、全体的に結構な数のものがあります。でも作業に使う場合は、やっぱり力が要る自動車じゃないと駄目とかいうのもあると思いますけれども、徐々に環境を考えた公用車の導入を考えていただければと考えております。私、今EV車のことを言いましたけれども、このEV車へのシフト、こちらの方へ転換していくということにばかり目をとられるんですけども、実際に普及するに当たって充電インフラというのが十分に整備されているかどうかというのがやっぱり一番問題だと思います。いくらその車が普及しても、充電インフラが十分ではなかったら、整備されていなかったら、普及をしようとしても頭打ちになってしまうところが課題かと思っております。この電気自動車に関しては環境に配慮したまちづくりの一つとして、災害時の電力供給、動く蓄電池として役立つことから、大手自動車会社と協定を結ぶ自治体も出てきました。これらを見越して公用車に電気自動車を導入していただきたいというのは先程言いましたけれども、この充電インフラの整備を計画的に推進していくべきだと思います。5月29日の某新聞に、国が2030年度を目途にEV急速充電器を現在の4倍の3万基まで増やすという記事が掲載されておりました。また水素ステーションに関しても25年に320か所程度にするということで、国の方向性がそちらに傾いているということですね。35年までに乗用車の新車販売を全て電動車にする目標の実現に向けてインフラを整える。要するにこの充電インフラを整えるのは国の政策ということになってきました。ということは、きっと補助金が探せば幾らでもあると思うんですけども、ですからその補助金を活用して、この設置をしっかりと考えていただきたいと思うんですが、町はどういう考え方をされているのか改めてお聞きします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

充電インフラの設置ですね。これにつきましては通告の中にもありますけれども、観光ですとか、住民サービスの向上といった面では確かにあった方が良く考えております。



国の施策によって今後電気自動車の普及が加速するのかなと思っていますが、現状を調べてみますと、ある民間会社の意識調査で言いますと、その電気自動車普及のための障壁、なぜそれが普及しないのかと。一番多いのが車両価格、維持費が高いというのが45%、これが最大の理由かなと考えています。次が、走行可能距離が短い、バッテリーの問題ですね。3番目に燃料補給のインフラが十分でないということです。議員御指摘のとおりインフラの整備も必要ですが、やはりその電気自動車の価格であったり、バッテリーの性能向上といったものも必要なのかなということが見て取れるかと思っております。現在も国の財源によって補助金の制度がございますので、そういった活用も視野に、民間の動きも注視しながら研究していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

ですね。やはり今現在ある電気自動車というのは、距離的に200とか、良いところでも400ぐらいしか走れない、そのくらいの性能しかなく、確かに価格も高い、デザイン性も自分の好みの車が無かったりするなど、いろんな選択をするには、それを買おうと思うには、やはりハードルがちょっと上がったりするので、普及にどのくらいかかるのか、政府の目標が35年にしているものの、どこまで普及するのかというのは皆無でありますし、かと言って、国の政策はそうだけれども、町の現状、消費者としての電気自動車を買おうという購買意欲と言うんですか、そういうものを合わせた上で「インフラを整備しなくても今はまだ大丈夫」っていうことではないと思うんですよ。長崎県で長与町を含めてこの充電設備が無い所は3町、3つとも町ですけれども。中には10年前の地方創生で電気自動車の方にシフトするということを掲げて、しっかりと充電設備を整えた所もあります。島の方ですので、皆さん、ニュースにもずっと出ていたので御存じかと思えますけれども、こちらかなりの数の充電設備が整っているということで、それに追い付け、追い越せじゃないですけれども、せめて設置の方を、補助金が今しっかりとあるうちに、そして民間を巻き込みながらという考え方の下でしっかりと進めていただきたいと思うんですけれども、ちょっとしつこいようですけど、もう一度答弁をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

御指摘ありますように、確かにインフラ整備は非常に重要だと思っております。ただ、今、国がすごく強力で進めていくと、先程言いましたグリーン成長戦略。その中でこの10年間、電気自動車を導入する、強力で進めることを国も宣言しておりますし、それに伴って国の制度、推進策が進められると思います。また、先程課長が申しましたように、自動車メーカーだったり、蓄電池のメーカーとかで性能もどんどん変わってい

くものとおっております。ですから、充電設備の需要というのも大きく変わっていくのではないかなと思います。民間がビジネスモデルとしてどのように対応していくのか、そしてまた町としても、やはり国も公共の調達を充実させていくと申しておりますので、その上で、環境問題、それから住民サービス、そして災害対策、観光、交流人口といったところも踏まえて、ずっと研究をしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

確かに他市町から観光で長与に来る、イベント事があるから来る場合に、電気自動車のインフラが整っていなければ、行ってもその周辺で充電場所を事前に調べとかなければいけないというところもありますし、県庁は公共施設の中に急速充電器を1台備え付けていたり、公共施設に必ずではないのかもしれないですけども、全部調べていないんですけど、何箇所かあることが住民のメリットであり、町外から来られた方のメリットにもなると思いますし、観光に繋がると思うので、しっかりと今後ゼロカーボン宣言を1市2町でされ、実行計画も策定するということですので、そちらに期待をして、こちらのインフラ整備も併せて考えていただければと思います。

では3番目の防犯灯、街路灯の維持管理について御質問をさせていただきます。維持管理について改めてお聞きしましたが、連絡があった箇所に関しては早急に対応しているということで理解をさせていただきました。なぜ、この窓口で聞いて終わるような質問を今日私が敢えてさせていただいたかということには実は理由があるんですよ。今年の4月28日、宮城県の小学校で6年生の児童が倒れてきた鉄柱で、1人が亡くなって1人が重傷という事件がありました。文科省からも学校設備の総点検をするように通知したという新聞記事もありましたので、長与町の教育委員会のことですからしっかりとその対応をされているとは思っております。ただ、今回のこの事件を受けて自治会内の全部の電柱を、あまり広いと歩くのが大変なので取りあえず自分の自治会内の電柱を全て見て回りました。ある横断歩道のすぐ側の街路灯が腐食して穴が開いているものが数基あったんですね。以前、私26年9月議会なんですけれども、町内の街路灯について一般質問をさせていただきました。その内容というのが、根本が腐食して倒れる危険性があるのではないかという内容で、それを受けてすぐに対応もしていただいたところなんですけれども、その26年から今かなり経っていて、その途中、途中でいろんな住民からの通報だったりそういうものがあって、調査はされているかと思うんですけども、定期的に目視などの調査とか、また誰に依頼して、どのくらいの期間を設けてその安全性をどのように確認しているのか、何か仕組み的にあればお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今現在、1本、1本、目視して回るような仕組みというのは日常の業務において組み込んでおりません。26年当時に一般質問があったということでございますが、場所は長与交番の周辺かと思います。その分につきまして調べてみたんですが、平成29年までに錆び止めと街路灯の改修及び撤去を含めて行っております。それ以降、特別な調査等は行っておりません。球切れの際に含めて確認をするといった対応をとっております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

私がちょっと話をしたことで、確認は今まで改めてしていなかったからどうこうということではないんですよ。私が、今日わざわざこれを質問にしたのは、ここにおられる皆さんが気掛けていただく。わざわざお金を使って、誰かに頼んでどうのこうのじゃなくて、例えば散歩するとき、通勤、帰るときみたいなそういうときに、ちょっと気掛けていただいて、街路灯なりいろんな広告の鉄柱とかありますよね。そういうものに目を向けていただけたらという思いがあって、この質問をしなければと、ちょっと正義感でしたんですけども。所管におかれては何かと仕事が増えてしまうようなことになるかもしれないんですけども、住民の安全性を考慮した場合、やっぱり日頃の仕組みにはないとおっしゃったけれども、やっぱ組み込んでいただければと思いますけれども。今後の対応として、小学校のこういう事件がなかったら別にそう考えもしなかったんですけども。やはりそういう施設内のことだけではなく、普通の町道とか、県道とか、そういう所の建造物と言うんですかね、こういうものの安全性というのも確かに大事だと思うんですけども、見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

街路灯の安全の確認というのは大変重要な業務だと思っております。ただし、日常の業務にそれを組み込んでするというのは、街路灯自体錆びて危険ではあるんですけども、穴が空いたからといってすぐ倒れるものというものではありませんので、これまでどおり球替え時には徹底して、どういう状態であるか確認していきたいと思っております。そのほかにも土木管理課においては作業員もおりますので、その中で対応ができるものがあれば研究していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

そうですね、なかなかその仕組みの中に組み込むというのも大変かと思っておりますので、だからこそ、今、提案をさせていただいたので、皆さんが日頃からちょっと気掛けていただければと思っております。先程、同僚議員も質問されていましたが、住民か

ら言われて危険を察知するというのではなくて、住民からの情報を待つということではなく、行政が率先して危険を察知する、感知する、そういう取り組みがやはり大事だと思います。住民の立場に立って住民の安全性を考えていく、それが本来の行政の姿ではないかなと思いますので、そちらの方ですね、私も少しでもお力になればと思いつつ回っておりますので、皆さんもお力添えをお願いしたいと思います。終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時まで休憩をいたします。

（休憩 11時28分～13時）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、吉岡清彦議員の①観光に活かせる長与三彩焼窯元跡地について、②行政に遊び心を導入することについての質問を同時に許します。

13番吉岡清彦議員。

○13番（吉岡清彦議員）

こんにちは。昼から一番でございますけれども、よろしくお願ひいたします。今は行政側もコロナ対策で大変だと思っております。しかしまた、これから大雨、あるいは台風、そういうシーズンも来つつありますので、両面大変だと思っておりますけれども気を抜かずによろしくお願ひしたいと思っております。では2点ありますけれども、大きな1点から質問に入りたいと思っております。まず1点目ですけれども、同僚議員も質問がありましたけれども、観光に活かせる長与三彩焼窯元跡地という表題でございますけれども、長与三彩焼窯の復元に向けて作業中でありまして、その状況はどうなっているのか。また、今後この跡地における将来像を問うていきたいと思っております。私なりに次のような提案、提言をさせていただきたいと思っております。まず（1）ですけれども、私なりの1期目として跡地の復元と整備、現在進行中でございますけれども、これが保存に向かっていくんじゃないかと思っております。（2）2期目として、この一帯を観光地として整備して長与の発展に寄与していく。観光客に絵付け教室などを行うとか、そういうのが出てくるんじゃないかと思っております。3番目として、こういう観光を誘致するためには、3期目として周辺一帯の道路や駐車場、これが大事な要点じゃないかと思っております。以上、大きな項目として私なりに1期目、2期目、3期目の提言をさせていただきます。

今度は②行政に遊び心を導入することについてですけれども、遊び心を取り入れた行政運営を進行中でありまして。私も昨年この町長の言葉を聞いて、遊び心とはどういうものかと私なりに考えながら、全国版でやっている「流行語大賞」や「漢字一文字大賞」などがある人たちと楽しんできました。行政に必要なことは、若者や一般住民の人たちに関心を持ってもらうことが大事であると思っております。そこで、遊び心を持った行政運営を私なりに次の2点を提案していきたいと思っております。どう思われますか。（1）が「今

年の流行語大賞」というのがありますけれども、こういうのをちょっともじった何かを住民に提案していく、募集する。2点目として、全国版ですけども「漢字一文字大賞」を町民より募集していく。よって町民皆さんの関心も高まってくるんじゃないかと思っております。そういうのが大事じゃないかと思っております。以上、私なりの質問をこれから質問席からまたやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、1番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会の方から回答いたします。私の方からは、そのほかの御質問につきましてお答えをさせていただきます。2番目の質問でございます。行政に遊び心を導入することについてのお尋ねでございます。まず議員に、今回具体的な形でこういった御提言をいただき本当にありがとうございます。感謝申し上げます。昨年度より長与町をもっと元気なまちにしたい、そういう思いを込めまして「遊び心」のあるまちづくりというのを新たなキーワードに加えたわけでございます。このコロナ禍におきまして、各種大会やイベントも開催できない状況でしたけれども、先月、長崎県下におきましても東京2020オリンピック聖火リレーが開催されました。本町では10区間1.8キロにおきまして、ランナーの皆様方に聖火を繋いでいただいたわけでございます。聖火リレーのコンセプトであります「希望の道を、つなごう」を広くこのイベントを通じて発信できたんじゃないかなと思っております。そして、久しぶりに町民の皆様にも明るい話題を届けることができたものと大変嬉しく思っております。本町ではこれまで「健康ポイント事業」、そしてコロナ禍でも安全に楽しめる「ウォーキングイベント」等々をしてきましたけども、新たに企画して取り組んできたのが「フォトグランプリ」でございました。これも町民の皆さん方から送っていただきまして、この「フォトグランプリ」を開催できたわけでございます。前回の3月議会におきましても、議員より「遊び心」のある事業の御提言を幾つかいただいております。いろんな方の意見を参考にしながら、長与町をもっともっと元気なまちにしたいと考えておるところでございます。コロナ禍におきまして、人と人とが気楽にふれあえる活動は大きく制限され、なかなか思うような行動ができないというようなことでございますので、町といたしましても皆様とともに長与の魅力を高め、発信し、新たな人の流れを創ることで興味を持っていただけるだけではなく、移住をしたくなる、そして今住んでいる人もずっと住み続けたいくなる、そんなまちを目指していきたいと考えておるところでございます。今年度より大学連携事業といたしまして、県立大学シーボルト校の学生の皆さん方とともに長与町広報モニター連携事業も実施をしております。若い世代への効果的な情報発信とともに、今回、議員に御提案をいただいております「流行語大賞」、「漢字一文字大賞」など、町民の皆さん方にも関心を持っていただけるような取り組みを、今後

とも幅広く研究してまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

吉岡議員の御質問にお答えいたします。まず1点目の観光に活かせ、長与三彩焼窯元跡地についての1点目であります、1期目として、跡地の復元と整備についての御質問でございますが、議員の御承知のとおり、今年度から3か年で長与三彩関連遺構の発掘調査を計画しております。この3か年の調査期間及びその後の数年間を議員御提案の1期目とさせていただいた場合、発掘調査の結果にもよりますが、重要な遺構や遺物が発見された場合、専門的な御意見をいただきながら、保存や管理方法及び跡地の復元を含めた整備と利活用について検討したいと考えております。2点目の、2期目として、観光地としての整備についての御質問でございますが、教育委員会といたしましても重要な遺構や遺物が発見された場合は、長与三彩の素晴らしさや長与町の文化遺産などについて、町内外に発信することにより、本町の魅力を全国にPRできる良い契機であると捉えております。しかしながら、文化財につきましても観光地や生涯学習の場として寄与する反面、遺跡の盗掘や破壊に繋がるリスクも同時に存在します。その保存、管理は行政の重要な役割でございます。御提案いただきました観光地としての整備につきましては、文化財の利活用を含めた専門的な御意見や財政面も考慮し、慎重に判断したいと考えております。3点目の、3期目として、周辺一帯の道路や駐車場の整備についての御質問でございますが、2点目の御提案のとおり、今回の発掘調査用地一帯を観光地として整備するのであれば、同時に周辺一帯の道路や駐車場の整備についても十分に検討すべき課題の一つであると認識しております。しかしながら、2点目の答弁で申し上げましたとおり、観光地としての整備を含む文化財の利活用につきましては、慎重に判断したいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

再度、質問をしていきたいと思っております。この長与三彩というのが長与しかないわけですね。もし三彩焼というのがほかにあったら東北の宮城三彩とか、そういうのが出てくるでしょうけど、三彩というこれ自体が全国でも長与三彩というのは一か所しかないわけですので、大事な文化、観光あるいは産業、そういうあらゆる分野の対象物件じゃないかと思っておりますけども、町長としてこの長与三彩焼跡地、どういう形で捉えておるのか、普通にそこらにあるものぐらいな考えであるのか、やっぱり大事なものであるのか、そこのところの基本的な町長のお考えをお願いしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皿山ってというのがあって、特に陶器の焼き物もあったわけでありましてけれども、しかしながら三彩は確か磁器だと思います。この色合いがもう非常に素晴らしい色合いということで、その出土が、実際長与で作られていたのかどうかというようなことで非常に疑問に持たれていて、幻の長与三彩ということで取り上げてきたわけでありましてけれども、もしこれが、本当に長与三彩が長与の地で焼かれていたということであれば、非常にセンセーショナルと言いましょうか、皆さん方も非常に興味を持つことのでございますので、私どももこれが是非そうであって欲しいなというふうに思っていますし、今、吉岡議員がおっしゃったように、もしそれが長与の土地から出土されるっていうことであれば、観光地という面でも非常に価値のあるものではないかなとそのように思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

担当課長として基本的な考え方を。これから担当していくわけですからお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今、町長答弁でもありましたように、長与三彩というのが大変貴重で、幻の三彩と、謎も多いと言われております。これは作られた時期がかなり短いという影響もあると思っておりますけれども、もしこういった文化財が発見された場合は、報告書を今度作成する形になっていきますけれども、それと同時にあらゆるメディアであったり、SNSなどの媒体を活用して、長与町の文化財につきまして町内外に広く発信したいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

最後に教育長も、責任者として基本的な考えをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

今、町長、課長が話したように町のものでありますから、もし出土するようなことがあった場合は、県内外にアピールしていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

これだけ町の中でも価値のあるものじゃないかということで、及びまた全職員もそう思っているんじゃないかと思っております。この（1）は進行中だから大体分かっている

ますので、そこで（２）として、私なりの２期目ですから間違えないようにしていただきたいと思っておりますけども。出てきて、貴重なものを保存して、建物を建てて保存、展示していくんじゃないかと、１期目でですね。当然、文化としての大事さはこれ自体が持っているわけですから、あと町内だけの遺物、遺構じゃなくて、どうやって人に来てもらうかっていうのが、これからの長与の課題じゃないかと思うわけですけども。絵付け教室をすとか、周辺を観光的な価値からちょっと休憩所も設けていくとか、場所を作るとか、そういうものは必要じゃないかと思うんですけども、どういう構想を持って取り組もうとしておるのか。私なりには捉えているわけですけども、町としては、どういう構想で計画を立てていこうとしているのか。案があったならばお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

構想という話になりますけれども、重要な文化財が発見されたと仮定した場合ですが、町指定の文化財にまず指定をさせていただいて、場合によっては県指定であったり、国指定であったり、そういった認定の申請が今後考えられると思います。そして議員御提案の今後の整備になりますけれども、将来的には窯跡の復元であったり、展示室を造ったり、おっしゃっていただいた絵付けの教室、そういったいろんな可能性は考えられるんですけども、それと同時に、答弁にもありましたように盗掘または破壊のリスクというものもありますので、それを踏まえた上で最善の保存と管理と利活用の方法というものを今後専門的な御意見もいただきながら検討をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

当初言いましたように「長与三彩」っていう、この名前。これを一部分だけの、町内、あるいは県内だけに残すじゃなくて、全国にやっぱりPRしていかなくやならないんじゃないかと思っております。そういう大事な長与のこのものを、どうやって今度は来ていただくか。PRするのはある程度メディアとか、いろんな形で冊子とか、できますけども、あと今度はどうやって長与に来ていただくか。そして、来ていただいた人たちがちょっと昼飯でも食べる場所がどこかにあるとか、あるいはちょっと休憩して地のものを買って帰っていただくとか、新鮮な大村湾の特産品の昼ご飯を食べるとか、やっぱりそういう構想まで私は持つとく必要があるんじゃないかと思ってるわけですね。それが一つの産業にまでなるのかどうか分かりませんが、そうしたときにこの3番目として、ただ、単なる文化財が観光としてなってくると教育委員会だけではなかなか対応できない要素がひょっとしたら出てくるんじゃないかと思っております。それこそ、周辺道路の整備、駐車場、これは教育委員会で予算作って出来るのか、あるいは町長部局でやっていくのか、総合的に町がそういうのまで含めて、ここをどうやってやってい



くのか。教育委員会の場合はまず展示して、保存していくのが大体基本じゃないかと思っておりますので。そのあと、今度は長与をPRしていく、観光に来ていただく方向の仕事はひょっとしたら町長部局になるのかなと思ったりも、私なりにはしますけども、町長としては今後、初めに基本的なことを言っていただいて、大事なものということを発言されたわけですから、あとどうやってそれをやっていくか。そこは今度、町長サイドになるんじゃないかという気も私はしますけども、どうですか、町長としては。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

この長与三彩につきましては課題がまだたくさんあるんです。実は長与三彩を今、焼いているのは、三川内焼で一人だけ焼いていただいております。私もお会いしましたけども、何とか続けて欲しいというようなこともお願いをしております。今回、この発掘を調査する場所も、今、住んでらっしゃる方もいらっしゃるわけですので、その人と調整をしながらやっここまて来たというようなことでもございまして、そしてまた皿山の再現という形で、もう随分前から計画しておったわけですけども、日が経つにつれまして、いわゆる駐車場として用意してた所がもう家が建ってしまうとか、それから二丁間にありますけども、非常に道が隘路であるというようなこともありまして、まだまだ課題がたくさんあるということをまずは御承知おきしていただきたいなと思っております。今、議員がおっしゃるようなことにつきましては、もしそれが実現して長与から出土されるということであれば、そこからいろんなこともまた付随して考えられるだろうと思っております。今現在のところは非常に課題がまだ多いということでもございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

その先々に向かって「あら、しまったばい。もう周辺の人があそこのミカン畑も家を建ててしまったばい」とか、なってしまったら、またこれはどうにもならないわけです。だからちょっと私が心配するのも、当初言いましたように長与という名前で残すのはもうここしかないわけですね。大村湾はありますけども、それはどこでもあるような、海があつて、山があつて、魚があつて、ミカンが採れて、あるいは公園があつて、どこでも公園がある。桜は桜でどこでもある。何かイベントすれば人は来ますけれども、しかし年間を通して、あるいは永久に名を残すのはここしかないんじゃないかというのが私の当初からの構想であり、だから文化だけでなくして大きな構想で挙げとるわけです。そこでまた教育委員会に戻しますけれども、こういう構想に向かって調査した結果と、先々に向かっていく構想の計画書なんか作る予定があるんですか。結果報告は先程言ったようにするでしょうけども、これからの、ここを向かっての計画書か何か作る考えがあるのかどうか、ちょっとそここのところをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今回の発掘調査の結果次第では、議員おっしゃるとおり観光施設の整備っていうのも長期的な目線で考えなくてはいけないと思っておりますので、これに関しては町長部局とも連携をしながら、以前も長与皿山の窯跡の基本整備計画的なものもありましたので、そういった新しい計画というのは、整備を行っていく上では必要だと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

課長が町長部局と検討していくと、自分の所の文化財の保存だけじゃなくして、残すだけじゃなくして、町長部局と一緒にやっていくという言葉が出ましたので、今からのことだから、立派な若者もおりますので、そういうのを期待して作って欲しいと思っております。だから町長にしても、そういう、これから向かっていく計画書が出てくると思います。やっぱり永久に残すような、長与の場所として残さんばいかんと私も思っています。私も長与の人間じゃないけども、やっぱり長与のこの良さというのが、良い所は良い所で残していく必要があるわけですので、町長の方もそういうのを頭に入れないながらやっていって欲しいと思っておりますけど、どうですか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

先程、町長答弁にもありましたとおり、今後、文化財、長与三彩が出土した場合には、観光地、こちらに向かって、先程言いました道路の整備、駐車場の整備、あるいはちょっと食べられる、そういった飲食店、お土産的なもの、それについて総合的に判断して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

これからのことだから、文化的なことと、これからの観光産業的なことが一体となって長与を盛り上げる道づくりをこれからやって欲しいと思っております。よろしく願いいたします。これは基本だからこれで一応締めておきます。

あと「遊び心」、これは大事なことじゃないかと思っております。どうしても行政側は固い形で来て、やれとかいう形だけで来ていたわけですけども、いろんなアイデアを取り入れながら同僚議員も提案をしておりました。いろんな、やっぱり全国的にはそういうものをやってきていますので、これが良いと私も自分がやってみて楽しかったから「遊び心」として。金が要らないんですよ、はっきり言って。募集して、応募していた

だいた人にマイバックか何かあげて、また喜んでもらえばいいわけだから。私もやってみて楽しかったわけですけど。何かほかにあれば、ほかので良いわけですから、そういうのに向かって。それで新しく大学連携事業でモニターとか何とか、ちょっと出たんですけども、どういう形で取り組んでおるのか、担当の方からよろしくをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

今年度より大学連携事業といたしまして県立大学シーボルト校の学生の皆さん10名で「長与町広報モニター連携事業」を実施しています。一年間ですけれども3部に分けまして広報ながよ、ホームページ、SNS、各々について若い世代の方と町民の皆様に関心を持っていただけるような取り組みを幅広く研究してまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そういうのをやりながら、その中に流行語大賞なども入れればいいわけですので、嬉しいわけですから。だから、ひょっとしたら出てくるか分からん。名前は違うか分らないけどね。やっぱりそういうのに向かってちょっと柔らかい視点から、町長は頭が柔らかいわけですから、良いアイデアなんかも出てくるんじゃないかと思っております。

今回は2点でした。三彩のことはこれから本当に真剣に取り組んで、調べるだけだったら簡単だけど、やっぱり先に向かってどうするか。特にこの道路、駐車場というのは、よその物件、所有者が違いますので、町の物件であれば長期的にできるけど、私の心配はやっぱりそういうところに出てくるわけですね。そういうのを頭に入れながら再度お願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました

○議長（山口憲一郎議員）

これで吉岡清彦議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時45分まで休憩いたします。

（休憩 13時33分～13時45分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、八木亮三議員の①ひとり親家庭への養育費受け取り支援及びその他支援について、②時代に合った校則改定及び改定への生徒の参画についての質問を同時に許します。

1番、八木亮三議員。

○1番（八木亮三議員）

では早速質問に入ります。大きな1番、ひとり親家庭への養育費受け取り支援及びその他支援について。厚生労働省発表の平成28年度全国ひとり親世帯等調査によります

と、離婚後に養育費を受け取るべき監護親の56%が一度も養育費を受給していません。その結果、多くの監護親が仕事と育児を自力で両立させなければならない困難な境遇にあり、平成28年の国民生活基礎調査では、ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%と報告されております。昨年4月の民事執行法改正により、離婚後に支払うべき養育費を支払わないため、または不当に減額するため財産を隠し、財産開示手続きに応じない非監護親には6か月以下の懲役または50万円以下の罰金という刑事罰が科されるようになり、これまでよりは支払いが期待される状況にはなりました。しかし、監護親側が養育費を受け取れていない理由は「相手と関わりたくない」が31%、「相手に支払う意思が無いと思った」が17.8%など様々にあり、相手と交渉することに危険を感じるなどの弱みにつけ込まれていることは想像に難くなく、また、弁護士や裁判所を通じた情報取得手続きなどは誰にでも手軽にできるものではありません。このような境遇のひとり親を支援するための独自の施策を導入する自治体も出てきており、本町も幸福度日本一を目指すのであれば、子どもの幸福のためにも何らかの支援策を導入すべきと考え、以下質問いたします。①離婚を考えている人、離婚した人に対し養育費不払いなどの問題が発生しないために、例えば法律相談など、町として何か支援対応は行っていますでしょうか。②離婚の際に養育費の受け取りをより確実とするための調停申し立てや公正証書作成の実務的支援及び費用補助はできませんでしょうか。③兵庫県明石市の昨年7月から実施した事業のように、町が監護親に代わり直接督促、それでも支払わなければ町が養育費を立て替えて、その後、町が非監護親に請求、徴収を行うというようなことはできないでしょうか。直接の立て替えや督促が難しければ、監護親が保証会社と養育費保証契約を結ぶ際の保証料の補助などはどうでしょうか。④幼稚園、保育園等への入園申請をする際、親がすでに働いている世帯の方が求職中の親よりも優先されることになっていると思いますが、これでは求職活動が限定され、就職後に子どもを入園させられる所が見つからず就業をあきらめざるを得ないというようなケースなども考えられますので、平等に扱うことはできないでしょうか。

大きな2番、時代に合った校則改定及び改定への生徒の参画について。今年3月長崎県教育委員会は県内の公立高校、中学校、計237校のうち約58%に当たる137校で下着の色を白と校則で指定しているとの調査結果を公表し、「人権問題になりかねない」として各校で校則を再検討し、必要に応じて改定するようにと3月2日付で通知をして、その改定に当たっては児童生徒や保護者の意見を反映されることも求めたと報じられておりました。しかしその一方で、3月9日の長崎県議会文教厚生委員会において県教育庁児童生徒支援課の課長が「社会通念上合理的と見られる範囲内で学校が下着の色を定めているという認識」という発言があり、いまだ長崎県は前時代的な感覚での学校管理を行っているのではないかと思わざるを得ないと感じております。これらを受けまして、3月に本町の3中学校の校則を確認いたしましたところ、合理性、必然性があると思えない、疑問を感じる校則が幾つかありました。校則も各学校の特色の一つでも

あり、教育委員会が全校に一律かつ強制的な指導を行うことは慎重であるべきと思いますが、児童生徒の人権の尊重、配慮は、本町全体の人権感覚が問われるところだと考えますので、校則、学校規則、学校管理について以下質問いたします。①先程の3月2日付の通知を受け、本町の各中学校でも校則の見直しを行ったのでしょうか。または今後行う予定はありますでしょうか。②校則の見直しに当たり、児童生徒及び保護者の意見を取り入れるような方針についてどうお考えでしょうか。③本町の中学校でも肌着の色が指定されている学校がありますが、本町教育委員会としても生徒の下着の色を指定することに何らかの合理性、必然性があると考えているのでしょうか。④来年度より長与第二中の制服が選択制となりますが、性的マイノリティの生徒への配慮、及び女子生徒の防寒面からの選択制導入ということであるなら、当然、同様に長与中、高田中も配慮をして導入すべきと思いますが、どうでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、八木議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、2番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会からの回答になります。私の方からはそのほかの質問になりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1番目1点目でございます。養育費不払い等が発生しないために町として支援、対応を行っているかというお尋ねでございます。ひとり親家庭は経済的に困窮している家庭が多く、自立支援の充実が課題となっておりますところでございます。これは県が昨年実施をいたしました児童扶養手当受給者アンケートで、母子家庭の41.6%が200万円以下、父子家庭の33.6%が300万円以下の年収である調査結果が報告されていることも明らかでございます。長与、時津町の離婚等によるひとり親家庭の相談窓口としましては、まず西彼福祉事務所の方で母子・父子自立支援員を配置しておりまして、生活の安定や自立のための相談、情報提供、援助等を行っているところでございます。また、県におきましては長崎県ひとり親家庭等自立支援センター、これは「YELLながさき」と言いますけれども、におきましても専門の相談員が無料で法律相談の実施をいただいております。また、養育費等の専門的な相談に対応し、支援を行っているところでございます。また、本町におきましては、必要な方に対しましては町の窓口において案内をしております。特にこども政策課におきましては子育て相談専門員を3名配置し、子育ての悩みをはじめ、生活の中での悩みや不安に対する相談、また経済的自立に向けた支援などを行っており、相談の内容に応じて専門の相談窓口を紹介するなど、関係機関と連携を図りながら相談者へのきめ細かい対応を行っているところでございます。2点目の調停申し立てや公正証書作成の実務的支援、費用補助はできないかとお尋ねでございます。ひとり親家庭が経済的に自立した生活を送るためにも、調停や公正証書の作成などで養育費の取り決めをし、書面に残しておくことが養育費未払いなどを

防止するためには必要であると感じております。しかしながら、それぞれの手続きにつきましては法的な知見、こういったものも必要であることから、町で対応することはちょっと難しいんじゃないかなというふうに考えております。町といたしましては、養育費について取り決めることの重要性などの情報提供を行ったり、あるいは未払い等に対応できる相談窓口や関係機関へ今後も継続的に繋げていきたいと思っております。3点目の、町が養育費の請求、徴収を行うことはできないか。難しければ養育費保証契約を結ぶ際の保証料を補助できないかというお尋ねでございます。議員御指摘のとおり、改正民事執行法が令和2年4月に施行され、支払うべき養育費を支払わない場合などに刑事罰が科せられるようになりました。この改正では、養育費について公正証書など公の文書で取り決めをした人に限られております。県が実施したアンケート調査でも、養育費の取り決めを行っていない家庭が半数を超えている状況、相手に支払う意思や能力が無いと考えている家庭が多いという結果が出ておるところでございます。これは議員のおっしゃっているとおりであります。自治体の中では養育費の徴収業務や保証契約に係る保証料を負担する、そういった所もあるようでございます。しかしながら本町といたしましては、現状では専門性や業務量を考えても、立て替えや徴収業務、保証料の補助の実施については厳しいと考えております。今後、国におきましても新たな支援策が検討されており、他自治体の取り組みを参考に、町としても支援のあり方等々については今後とも研究してまいりたいと考えております。4点目の、保育園等に入園申請する際、休職中と働いている世帯を平等に扱うべきではないかという御質問でございます。保育所は、保護者が働いている家庭や病気等の理由により家庭において十分な保育を受けられない乳幼児を保育する児童福祉施設となっております。保育所等の利用につきましては保育の必要性の認定を行い、施設の受け入れ可能な人数を上回る場合には利用調整を行っております。保育の必要性の高い方から順に受け入れるよう、児童福祉法で定められているところです。保育の必要性につきましては、保育を必要とする理由や就労等の時間、御家庭の状況等を考慮した利用調整基準に基づき優先度を決定している状況でございます。保護者の就労実態等に応じ、必要な範囲で保育所等を適切に利用調整することが町の役割ではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、八木議員の御質問にお答えいたします。2番目、時代に合った校則改定及び改定への生徒の参画についての1点目です。3月2日付の当該通知を受け、本町の各中学校でも校則の見直しを行ったか、また今後行う予定があるのかの御質問でございますが、3月2日付通知に示されているように、校則の内容については学校を取り巻く環境や児童生徒の置かれている状況の変化に応じて積極的に実施する必要があり、各中学校においては、これまでも生徒会を交えながら毎年生徒心得の見直しを行っております。また、

通知の趣旨を踏まえ、改めて内容の文言の見直しを行っているところでございます。2点目の校則の見直しに当たり、児童生徒及び保護者の意見を取り入れるという方針についてどう考えるかの御質問でございますが、1点目に述べた見直しに当たっては、同通知に「児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAのアンケートを実施したりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加できるように工夫する」ことが示されております。各学校においても、児童生徒やPTAの意見を聴取したり、協議したりしながら、見直しを行っているところでございます。教育委員会といたしましても、学校を取り巻く環境や状況に応じて、学校全体で見直しを図っていくべきものと考えます。3点目の本町の中学校でも肌着の色が指定されている学校があるが、本町教育委員会としても生徒の下着の色を指定することに何らかの合理性、必然性があると考えているのかの御質問であります。下着の色の指定については、3月10日付「校則の見直しについて」に係る補足説明についての中で「色の指定に伴う確認行為が人権侵害とならないように配慮すべきであるという趣旨であり、下着の色の指定を否定するものではありません」と示されております。議員御指摘の中学校においては、心得として望ましい姿を示しているものであり、規制を強いるものではありません。また、当然ながら、下着の色の確認を行うようなことも行っておりません。教育委員会といたしましては2点目に述べましたように、心得に関しましては、各学校を取り巻く環境や状況に応じて児童生徒やPTAを含め学校全体で見直しを図っていくべきものと考えます。4点目の来年度より長与第二中学校の制服が選択制となるが、性的マイノリティの生徒への配慮及び防寒面からの選択制導入であるならば、当然、長与中、高田中も同様に配慮し導入すべきと思うかどうかの御質問であります。制服の選択制に関しては、残る2校についても既に検討を行っており、生徒や保護者の相談や申し出に基づいて対応もするようにしております。今後、開始時期に後先はありますが、各学校の状況に応じて制服の選択制は導入されるものと考えます。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では再質問に入らせていただきます。大きな1番からですが、まずこの1番の質問をさせていただいた背景を少し申し上げますと、子どもの貧困ですね。通告書で上げた調査とはまた別ですが、厚労省の2019年の国民生活基礎調査によりますと、2018年の時点で、中間的な所得の半分に満たない相対的貧困家庭でプラス18歳未満の子どもは全体の13.5%、約7人に1人となっていて、全体ではこの数字なんです。ひとり親家庭ではこの貧困率が48.1%となっているんですね。ひとり親家庭の子どもの約2人に1人は貧困の状態にあるということです。あくまで、これも所得金額でのパーセンテージで、実際の当事者の実感として生活が苦しいと感じている母子世帯は、母子世帯全体の86.7%とも報告されています。令和2年度の統計ながよを見ますと、

平成27年のときの国勢調査の結果が出ていましたが、町内にひとり親と子どもからなる世帯が1,484世帯となっていますので、先程の調査の結果にざっくり当てはめると、本町でも700名から800名ほどのひとり親の親御さんが養育費を受け取っていない可能性が高い。この数っていうのは決して少なくないと思うんですね。また、この厚労省の生活基礎調査を基にした国立成育医療研究センターが分析を行った結果では、5歳以下の子どもを育てていて同居する親などがいないひとり親の約9人に1人が心の不調を抱えているという報告があります。この心の不調は必ずしも所得とは関連しませんが、当然、金銭的な余裕は心の余裕も生むと思いますし、少しでも収入が増えることは大切なので、先程のような養育費、本来受け取る権利があるお金。その受け取りを行政が支援していくというのは、必要なことじゃないかと思って質問をさせていただいております。先程の①についてですが、令和元年11月に閣議決定された、政府の子どもの貧困対策大綱の中に経済支援という項目があって、そこに養育費確保の推進という項目があるんですね。そこには地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や相談等に対応する人材養成のための研修を行うとあるんですが、先程の1、2、3に関する御答弁では、そういう法的な知見が必要ということなどもあって難しい。専門性が必要ということでしたが、実際に政府の大綱の中に「そういう必要性がある」とあるんですよ。つまり、そういう専門性、法的な知見が無いのであれば、それに対応できる人材の養成、研修を行うべきだと思うんですが、今は無いですが、本町でも窓口で直接そういう法律的な相談というか、そのほかのそういう福祉事務所や自立支援センターに回さなくても、ある程度対応できるような業務拡充をするお考えはありますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

長与町といたしましては、先程町長の方からの答弁もありましたとおり、福祉事務所の方に繋いだりとか、「YELL長崎」の方に繋ぐということで、専門的な知識を持った方々に養育費についての詳しい説明ができる相談窓口の方に繋ぐということで、対応を今後も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうすると、今後も今のおりということですよ。先程のとおり、町内に一定数いると考えられる養育費を受け取っていないひとり親の方のために直接、言ってみればよそに回すんじゃなくて、直接受けるようにしていこうということは考えてないということですよ。どうなんでしょう、こういうのはもちろん一朝一夕にはいかないと思うんですが、やっぱり町で独自にやっていくべきじゃないかなと思うんですね。ある種、庁舎内ではなくて、特にそういう別の所、もちろん専門性を持っていると思うんですけれ



ども、そういう所に回すっていうのは、ちょっと不親切かなと感じるところであります  
が、先程の政府大綱の養育費確保の推進の中に「離婚届と一緒に養育費等の取り決めの  
重要性や法制度を解説したパンフレットを引き続き交付する」と書いてあったんですが、  
引き続きと書いてあるということは、これについては本町でも行っているんですかね。  
離婚届と一緒にそういう法的なパンフレットを交付しているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

はい。離婚届を配布する際に、本町の方でも配布を行っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。せっかく民事執行法改正されて、いわゆる逃げ得は許されないという  
姿勢を国がより強くしていますから、離婚する双方に養育費の取り決めの必要性、しっ  
かり伝えて、不払いが起きないように、離婚後からでなくて離婚成立前の中で、特に弱  
い立場の方が相談できるような体制を是非もうちょっと考えていただきたいと思います。

次の2番、先程の費用的な補助等の支援ですが、まだ各自治体といっても幾つかの自  
治体で実施されているところで、それも昨年度からなんですね。船橋市、横須賀市、仙  
台市、東京都豊島区など、昨年度から実施されているんですが、全てに私、問い合わせ  
ましたら、まだ初年度ということもあって養育費に係る公正証書等作成補助金、実績が  
船橋市で4件、豊島区6件とそんなに多くはなかったんですが、横須賀市だけ26件と  
多いんですね。これで横須賀市のこども育成部というところの担当の方に聞きましたら、  
考えられる理由としては、全国的にも取り組みが早くメディアに広く取り上げられ話題  
になり周知されたこと。また、弁護士会に協力してもらい、離婚相談の方が訪れると思  
われる弁護士事務所に案内を置いてもらったりしたことで、ほかの自治体より多かつた  
んじゃないかとおっしゃっていました。現在のところ、この長崎県内ではこの事業を行  
っている市町はないようですので、少なくとも県内では初の事業となって、もし実施す  
れば県内で大きく取り上げられると思うんですね。そうすると長与町はひとり親家庭に  
優しい、ほかの市町が行わないような、そういう先進的な取り組みを行う町だというふ  
うな、いわゆる町長が掲げる幸福度日本一というのも、ただのキャッチコピーではなく、  
本気なんだということを町内外から評価されることにもなると思いますし、もちろんそ  
ういうイメージのことではなく、実際に補助してもらえれば助かる監護親の方がいるは  
ずだと思うんですね。長与町に住んでいてよかったと、そう思ってもらえる事業で、先  
程のとおり統計上は700から800名ほどいらっしゃると思う方々のためにも改めて、  
この費用補助っていうのは、ある程度流れが掴めればそんなに件数もたくさん、毎年は  
ないと思いますし、難しくないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

私も議員からの御質問を受けたあと、兵庫県の明石市に電話を差し上げてどういう状況であるか確認をさせていただきました。明石市が先進的に取り組みを行っているんですけども、そちらの方では4名の相談窓口の職員の中の2名が弁護士資格を持った職員であるということで、相談を受けた際に事務方の行政職員ではどうしても法律的に難しいような相談内容になってきたときには、そちらの弁護士資格を持った職員に代わって対応したりというようなことができるので、こういう事業が行いやすいという点がありますということだったんです。長与町としましては、そういった専門性を持った職員っていうのも今のところいない状況ですので、費用の面だけでなく、事務的なことに対応が現時点ではできないので、今、それに取り組むということは考えておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね、もちろんある程度流れとかシステムにはなっていたとしても、当然間違いがあってはいけない法的な部分なので、そういった専門的知識は必要だとは思いますが、これは③にも当てはまるんですけども、実際にそうやって導入している自治体があるわけですから。もちろん規模が、人口及び予算等、違うとは思いますが、やっぱりこれをやる必要があると行政が、その自治体が思えば、できる方向に動くべきだと思うんですよ。なので、これはやる必要があるかどうかと、今できるかどうかではなくて、是非そういう視点で考えていただきたいんですよ。先日の総合計画の説明のときだったと思うんですが、長与町は人口当たりの職員数が少ないということで、ある意味それは効率的な運営をしているということだったと思うんですが、必ずしもやっぱり少ないことが良いことではないと思うんですよ。町民のために必要なサービスっていうのをしっかりできることっていうのはやっぱり行政の役割ですから、先程のとおり、法律を扱う問題というのはこの件以外に町の業務であると思うので、先程の弁護士資格があるような方がいることでできることがあれば是非、今後そういった方の採用、登用であったり、そういうことを今後考えていただければと思って、3番までは以上ですが、4番ですね。これは先程の御説明ですと、必要性に応じて法律に基づき利用調整しているというようなことでしたよね。ということは、求職中の方が、必ずしも既に仕事を持っている方よりも後回しになるということではないということですかね。例えば、既に仕事を持っていても両親揃って、まだ養える余裕があるとか、それに対して、例えば、ひとり親の方で急遽仕事が無くなってすぐにでも働かないといけない、預ける人もいないというような人、そういうケースがあった場合は求職中の方の状況のほうが緊急性があるとか、そういうことで判断していただけるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

例えば、両親がいらっしゃる家庭が御主人様が働いて、奥様が求職活動される場合と、ひとり親の御家庭で求職活動をされる場合ってというのは、ほかの条件が一緒だった場合はひとり親の方が優先をされます。しかし両親ともに働いている場合は、やはりどうしても求職活動ってというのは、日中に働いている方より時間的な融通もつきやすいという点もありまして、優先順位としては低くなるということになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。そうしますと、ある程度休職中であっても考慮というか、ケースバイケースで対応していただけるということだと思うんですが。この質問を入れたのは、これちょっと直接私が町の方から御相談があって、この方は両親揃っていらっしゃる方なので今回のひとり親の質問とはちょっと違うんですが、ちょっと伺いたいというかこういうケースがありまして、その方は御主人は働いていらっしゃる、御本人が3歳と1歳の子どもがいます。1歳の子の面倒を見るのが落ちついてきたということで、仕事を探すということで、この2人の子どもを預けたいと今年の3月こども政策課に相談に行ったら、実際にそのときに窓口で「休職中で兄弟同時入園なんて年度中待っても無理でしょう」と申し込み自体が無意味かのように言われてしまいました。長与町役場ホームページの保育園空き状況でも丸がある保育園が多々あり、期待していただけに協議する間もなく言い切られて「とても残念でした」ということなんですね。この件は、すぐに私も3月こども政策課の窓口で当時の課長と担当者に確認したら、先程のとおり休職中で御両親揃っていらっしゃるということもあったせいか、そういう形になったと。それ自体は先程の基準のとおりだと思うのでやむを得ない部分だったり、窓口での印象っていうのはお互い受けた方と対応した方で違うかもしれないんで、それはある程度やむを得ないんですが、私がこの件の改善を求めに窓口に行ったときに、じゃあお子さんの預かり先が見つかってない求職中の方が求職活動するとしたらどうすればいいのか聞いたら、「認可外保育所に預けたり、保育所等の一時預かりに登録し必要なときに利用するなどがある」ということだったんですが、実際のお母さんですね、相談に来たときに「入園は無理でもじゃこういう方法がありますよってということまでを説明しましたか」と聞いたら、「してない」とおっしゃったんです、その担当した方が。これは、ここにある長与町の第三次男女共同参画計画の中にも子育て中の女性の就職活動支援、担当こども政策課ということで、子育て中の再就職希望の就職活動を支援するために一時預かり、ファミリーサポートセンターの利用促進とニーズに合った保育サービスの提供に努めますということと全く反している、説明すらしてないっていうのはちょっとどうかと思って

ですね。もちろん、そのときにその旨は窓口の担当者に申し伝えましたし、課長もその当時と変わられているので、これ以上あれなんです、是非、今後そういう窓口に来られた方の、本当に相談されたことだけに答えるのではなくて、どうしたらいいかっていうのを、もっと当事者の思いや意見を聞いていただく対応をしていただきたいと思います。今回は、養育費支援等はまだ始まったばかりの制度で、導入をできたらということのお知らせだったので、大きな1番の質問はこれで終わります。

次に2番ですが、校則の件です。先程の御答弁では、通知を受けてから改定を進めている。その中でも2番の御答弁では、PTAアンケート等で保護者の意見も聞きながら進めているということでしたが校則の見直し。3月のその通知があったあと、3月、4月、5月、定例教育委員会の中で、こういう通知があった、これからどうしていくとか、そういうことを議題などにして4名の教育委員の意見などは聴取されたんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

この件につきましては教育委員会の議題に上がっておりません。各学校で対応していただいておりますし、教育委員会で改めて報告をとすることはしておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

もちろん学校ごと、先程おっしゃったとおり状況とか違いがあると思うので当然、実際には各学校で検討していただくということにはなると思うんですが、結構重要な通知だと思うんですよ。もう昭和の頃から変わってないような、これを今、おかしいという話になっている。そういった結構大きい話題と言いましょか、そういったものが出たら、せつかくと言うか、それを話し合わないのであれば何のために教育委員の皆さんに来ていただいているんだろうと思うんですよ。以前の一般質問でも申し上げましたが、文部科学省が教育委員会制度の意義として求めていることは地域住民の意向の反映。そのために重要なのが、教育の専門家の判断のみによらない地域住民の意向を反映した教育行政を実行する。つまり、レイマンコントロールですよ。何度か私も定例教育委員会を傍聴させていただいて、また、議事録も傍聴できなかったときは読んでいますが、どうもいつも報告に終始していて、教育委員の方にあんまりそういったことに対して積極的に意見を求めているように感じないんですね。どうですかね、こういう重要な案件で、教育委員の方せつかく出席して下さっているのもっと意見を求めるべきだと思うんですが、どうお考えですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

確かに重要な案件であれば、例えばG I G Aスクールであったり、そういう関係の重要な案件であれば教育委員の意見を伺って、教育の方、推進していくってことをやっておりますけども、この校則に関しましては、この通知を受けまして各学校の方に確認をしたり、また答弁にもありましたとおり校則につきましては生徒会を交えて毎年見直しを行っておりますので、各学校で判断していくものと思っておりますので、教育委員会の方では、敢えて取り上げて意見を聞くということはしておりませんでした。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね、おっしゃられるとおり今は、前はなかった学校運営協議会だったり、その学校ごとにいろんな小学校、中学校、地域住民やP T Aの意見を反映する場所があると思うのは確かにそうなのですが、やっぱり実際に文科省が教育委員会の意義としてこういうのを求めているとか定めているわけなので、是非もうちょっと、せつかく教育委員になってくださっている方のためと言うと変ですが、来てくださっていますから、是非、意見を聞いていただければとは思っております。先程のとおり、校則の改定の生徒の参画、是非、今後も、もっと積極的にというか、やっていただきたいとは思いますが、この（3）ですが、先程の肌着の色ですね。長崎県教育庁の課長が「社会通念上合理的と見られる範囲」と言ったんですが、私は、ちょっとそれは現代の日本でそんな社会通念あるとは思えないんですけど。ただ、先程の御答弁の中にもあったと思うんですが、白と指定している中学校ですね、前教育委員会理事は、この中学校で教頭を以前、確かなされていたということで私3月の時点でちょっとお話を聞いたんですが、先程の答弁のとおり心構えの問題であって、実際に検査、確認したりすることはしないということだったんですけど、下着が白だと中学生として何か心構えが変わるんですかね、そこは、ちょっと私は分からない。お話をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

この白の指定についてですけれども、夏場の白いシャツの場合に透けることがあるので白が望ましいという形で、一つの望ましい姿としての提示であると。冬服等については特にこの指定は求めているということですので、白に限るという表現になっているとしたとしても、それをもって強要をしたりとか、あるいはそれでなければいけないというような確認等を行っていないということです。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

透けないのであればベージュとかでも良いのかなと思いますし、実際、ほかの中学校

ではグレーとか認めたりもするので、やっぱりこれは実際に確かめないとはいえ、むしろ確かめないのであれば指定する意味もないようにも、逆説的に言えば思いますし、この辺も本当に生徒がこれで良いと思っているのか、是非、先程のとおり、こういうところも生徒、保護者を交えて改定を考えていただければと思います。学校というのは勉強はもちろん人間関係の構築を学んだりする場所だと思いますが、それに加えて、先程、生徒会ということもあったように、民主主義を学ぶ場所でもあると思いますので、そのルール作りに主体的に参加することに大きな意味があるという、逆に校則を使うことでそういうのをしっかり教えることができるんじゃないかなと思いますので、より積極的な、ほかの自治体と調査研究なども皆さんも行っていただいて、是非、時代に合ったものにしていただきたいと思っております。最後に（４）ですね、これ先程のお話ですと、もう既に検討されているということですよ。ということでしたら、それに越したことはないので問題ないんですが、１点だけですね。これ長与中学校に確か３人お子さんを通わせた、もう卒業されてるんですけども、保護者の方からいただいたんですが、長与中学校の制服、これが非常に、何かもう昭和の雰囲気があって、正直ちょっとあまり、何と言いますかね、今の感覚からするとやっぱり何とも言えないんですが、ちょっと合っていないんじゃないかとか、そういう御意見。つまり、もっと今の生徒がこれを着て学校に行きたいと思えるような、モチベーション上がるようなそういうものになればというお声があったんですが、長与中の制服っていうのはずっと変わってないんですね。いつから変わってないとか、何かそういうのがあればちょっと教えて下さい。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

いつからというところまでは現段階では分かりませんが、少なくとも女子の制服については大きく変わってはいないと記憶しております。ただ、夏服に関しましては生地の厚さ。保護者あるいは生徒からの申し入れ等を受けて厚くしたという経緯がございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

先日、ちょっと窓口でも理事にこの件について少し伺ったときには、価格が低価格であったりとか、もちろん制服が変わると御兄弟とかいたらお下がりとかそういうのも難しくなるとか、そういうことも一つあるとおっしゃっていたと思うんですが、それはもちろん、どうしても変えるときにはそういうことが起こると思いますし、価格にしても長与町は要保護、準要保護の世帯の就学支援等もありますし、是非活用していただいて、やっぱり先程の保護者の方の御意見にあったように、子どもたちのモチベーションを上げるというのも結構大事なことだと思うんですね。少なくとも、多分、下着を白にするよりは学習意欲が増すんじゃないかなと私は思うんですが、選択制になると制服

そのものもリニューアルするという方向でしょうか。その辺もし決まっていれば。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

長与中学校に関しましては、現在聞いておるのは現在のものと新たなものとの選択制も考えているということで聞いております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。先程の答弁でも導入に向けて、もう既に検討に入っているということなのでこれ以上は申し上げませんが、前回の一般質問で取り上げましたが松浦高校、あそこは生徒が、自分たちが中心になって企画してアイドルグループの衣装をプロデュースしている会社とコラボして、協議して、若者のセンスに合ったきれいな制服が出来て、とても生徒も非常に喜んでいるということでしたので、校則の改定だけでなく、制服も改定に生徒の意見を取り入れることで、そういう生徒の自主性を育て通学のモチベーションも上げると私は思いますので、是非、制服のリニューアルに当たっては、生徒の意見をそこにも取り入れたりして選択制に繋げていただければと思います。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時45分まで休憩いたします。

（休憩 14時35分～14時45分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、西田健議員の①高齢者福祉の充実について、②学校教育及び子育て支援の充実についての質問を同時に許します。

3番、西田健議員。

○3番（西田健議員）

本日最後です。よろしく願いをいたします。質問いたします。①高齢者福祉の充実について。本町の人口は、少しずつではありますが減少傾向にあり、その一方で65歳以上の高齢者は年々増加傾向にあり、今後も確実に高齢化が進行していきます。そこで高齢者をはじめとする住民が将来に向かって安全、安心な暮らしを実現していくためには、自助、共助、公助の役割分担を明確にしていく必要があると考えます。具体的な推進施策として第10次総合計画に記載のとおり、地域の支え合い活動や生きがづくり推進等に積極的に取り組むべきと思います。そこで以下の質問を行います。（1）本町における高齢者の社会参加の状況や地域活動への意識について町はどのように捉えているのか、お伺いします。（2）高齢者がいきいきと活動できる体制づくりが必要と感じ

るが、町は各種活動団体へ現状どのような支援を行っているのか、お伺いします。(3) 第10次総合計画の主な取り組みの老人クラブ、自治会、サロン、ボランティア等による地域の支え合い活動の拡大についての具体的な施策をお伺いします。

②学校教育及び子育て支援の充実について。本町における子育て環境は内外から高い評価を受けており、さらに町内の小中学校の学力も高い評価を得ています。一方で子どもの成長を見守っていく中で、親として「はたして育児や教育方法がこれで良いのか」と不安や悩みを抱えている方もおられます。町は、子育ての環境整備や豊かな人間性と社会性を育む教育を積極的に推進するべきと考えます。そこで第10次総合計画の主な取り組みの中で以下の質問を行います。(1)「不登校ゼロを目指す取り組み」の具体的な施策を伺います。(2)「ひとり親家庭への支援の充実」の具体的な施策をお伺いします。(3)「子育てサークル等の育成と活動支援」の具体的な施策をお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは今日最後の質問者であります西田議員の御質問にお答えさせていただきます。なお、2番目1点目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をさせていただきます。私の方からはそのほかの質問となりますので、よろしくお願ひいたします。まず1番目1点目、高齢者の社会参加の状況や地域活動への意識という御質問でございます。高齢者の社会参加の状況としましては、国勢調査の結果によりますと、65歳以上の労働力率は近年増加傾向にあり、平成27年を例にとりますと20.98%となっております。地域活動への参加状況につきましては、総合計画策定に向けた町民意識調査において60歳以上の方の参加率は50%を超え、半数以上の方が地域活動へ参加しているのが実情でございます。また、ボランティア活動へ既に参加もしくは参加したいと前向きに回答した割合につきましても50%を超えている状況でございます。介護保険事業におきましても生活支援体制整備事業の取り組みといたしまして、社会参加や地域活動に対する知識や理解を深め、定年後の地域活動に繋げることを目的に、昨年「地域デビュー講座」というものを開催いたしました。こちらにつきましても多数の御参加がございました。このような状況から見ましても高齢者の方の社会参加や地域活動への関心、これも年々歳々高くなっていると、そのように考えております。

2点目の各種活動団体への支援ということでございます。本町では、高齢者の方々が構成される団体または高齢者への支援活動を行っている各種団体に対しまして様々な支援を行っております。一般介護予防事業といたしましては、高齢者の閉じこもり、介護予防を目的に地域住民グループ「いきいきサロン」活動を実施している団体への助成金の交付や団体の要望に応じまして、出前健康講座として専門講師を派遣し、介護予防のための運動、食生活、口腔ケアなどについての健康教育を実施をしているところでござ



います。また、高齢者の生きがいと健康づくりなどを目的に自発的な活動を行っている老人クラブに対する補助や各種ボランティア活動に取り組んでいる団体に対しましても、活動内容に応じましてボランティア基金からの助成を行っているところでございます。

3点目の老人クラブ、自治会、サロンボランティア等による地域の支え合い活動の拡大についての具体的な施策というお尋ねでございます。平成27年の介護保険法改正により、地域支援事業のうち包括的支援事業の取り組みとして生活支援体制整備事業の実施が義務付けられました。内容としましては、高齢化の進展により高齢者世帯が増加する中、医療、介護のサービスのみならず、ボランティアなど地域の多様な団体と連携しながら、高齢者の社会参加や介護予防を推進するとともに日常生活における地域での支え合い体制を整備するものでございます。本町では、地域の支え合い推進員である生活支援コーディネーターを平成29年4月に町に1名、平成31年1月に社会福祉協議会に1名、合わせて2名を配置し、平成31年2月には学識経験者や地域団体代表者などで構成する支え合いながよ推進協議体、これは第1層でございますけれども、この推進協議体を立ち上げ事業に取り組んでいるところでございます。現在取り組んでいる内容といたしましては、生活支援コーディネーターによる地域資源の発掘及び周知活動、第1層協議体による町全体の支え合い活動を推進するための協議、そしてまたコミュニティ区域ごとの第2層協議体の設置に向けた協議を進めているところでございます。今後の取り組みといたしましては、引き続きコーディネーターによる地域活動の支援や新たな地域資源の発掘、周知活動、そして地域課題の吸い上げを行うとともに地域住民への説明会や学習会を実施し、先程申し上げました第2層協議体の早期設置を図り、住民相互の支え合い体制づくりに向けてさらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2番目2点目でございます。ひとり親家庭への支援の充実の具体的な施策についてというお尋ねでございます。現在の支援といたしましては、仕事と子育てを両立しながら、経済的に自立し、子どもが心身ともに健やかに成長できるように自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行っておるところでございます。さらに職業能力の向上及び求職活動の支援、福祉資金制度の貸し付けなどの紹介を行っている状況でございます。経済的な支援といたしましては、児童扶養手当の申請漏れがないように周知広報に努め、小中学校の保護者で経済的な理由で就学困難な場合は、就学援助制度を利用させていただくよう制度の周知に努めております。今後も、育児に対する孤立感や負担感が増加しやすいため、関係機関とも連携を図りながら、気になる御家庭には子育て支援センターやファミリーサポートセンターなど様々な支援事業を周知し、個々に適応した支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

3点目の子育てサークル等の育成と活動支援の具体的な施策というお尋ねでございます。長与町には、地域の方が結成した子育て支援自主サークルが現在6か所あります。0歳児から自由に行くことができる遊び場で、絵本の読み聞かせや自由遊びなどを通して、親子、子ども同士、親同士で交流を深める場所として利用していただいております。

長与町におきましても共働きやひとり親世帯の増加による子育ての孤立を防ぎ、育児不安の軽減を図るためにも、乳幼児とその保護者が相互に交流できるやすらぎの場として非常に重要なスペースであると考えております。今後も子育て支援自主サークルの活動により豊かな人間性と社会性を育むことができるように、各子育て支援機関等と連携し、育児相談及び遊びの提供など、子育て親子が集う魅力あるコミュニケーションスペースとなるよう必要な支援を行ってまいりたいと思っております。私の方からは以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

西田議員の御質問にお答えいたします。2番目、学校教育及び子育て支援の充実についての1点目、不登校ゼロを目指す取り組みの具体的な施策を伺うとなっております。不登校あるいは不登校傾向となる要因は児童生徒によって様々であり、個人差が大きいです。学校では、校長のリーダーシップの下、担任や教職員、保護者、教育相談員、スクールカウンセラー等、学校と家庭が連携しながら、チームとして個別の支援や働き掛けを行っております。特に相談活動を充実させることで、その解消に努めるとともに、必要に応じて医療機関等の外部との連携も図っております。また、学校に足が向かない児童生徒につきましては、本町で設置しております適応指導教室への登校により、不登校や不登校傾向の解消に向けた準備や指導を専任の指導員が行っております。さらに昨年度より文部科学省令和元年10月25日付通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に基づいて、児童生徒が自ら進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指せるように、不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者と教育委員会との事前相談により、放課後デイサービスやフリースクールに通所する場合について出席扱いとすることで、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクをこうむることがないようにしております。これらのことにより児童生徒を見守りつつ、段階的な復帰に向けた支援や働き掛けを行うことで不登校ゼロを目指したいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

再質問させていただきます。まず1番目なんですけども、今回のこの質問の中でいろいろ地域福祉計画等々を見させていただいたんですけども、冒頭ちょっとその前に老人福祉計画ですね、第8期、これ出来たばかりなんですけども、ちょっと違和感をもったのが「老人」という言葉なんです。確かにこれはもう国も県も老人福祉計画になってるんですけども、その他、長崎市とか、諫早、大村、お隣の時津もみんな高齢者福祉計画になってるんですけども、私も「老人」というのはちょっと違和感があるんで、もうこれ令和6年まで変更きかないんで、もしよかったら3年後は高齢者福祉計画に変え

たらどうか。町長どうですか、いいかどうかの検討を。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

老人福祉計画第8期介護保険事業計画の名称につきましての御提案ですけれども、ありがとうございます。議員が御指摘のとおり、ほかの市町におきましては名称を変えている所もあるようですので、次の第9期に向けて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

それではまず1番ですけども、今の答弁の中では参加率等々が結構高いというふうなことで答弁ありました。私はこの老人福祉計画の中のアンケート調査結果を基にしたんですけども、このアンケート調査結果に見る高齢者の様子ということで、まず高齢者の社会参加の状況や地域活動への意識ということでアンケートをされております。その中でいろんな活動があるんですけど、例えばボランティアのグループについては、参加していないという人が56%、あとスポーツ関係のグループやクラブでも50%、あと介護予防のための通いの場、これ、いきいきサロン関係だと思んですけども、これも参加していないが60.1%、それとか老人クラブも57%、町内会自治会も44.3%、これからいくと半分以上は参加していないというデータがあるんですけども、今の回答ではちょっと若干参加率が高いと、違うなあと思ったんですけども。一方で、これどうかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず、町長の答弁に地域活動に参加もしくは参加をしたいという率につきまして50%を超えている状況という答弁がございましたけれども、この第8期介護保険事業計画を策定するに当たり介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というアンケート調査をさせていただきまして、この結果を掲載させていただいております。この中では、地域活動と先程議員もおっしゃったんですけども、ボランティアグループの活動に参加をしているとか、スポーツ関係のグループやクラブに参加しているとか、趣味のグループに参加しているとか、地域活動を7つに分けてアンケートを取らせていただいております。それぞれの7つの活動につきましては参加の率にばらつきはありますけれども、これを7つの地域活動のうち、どれか1つでも参加をしているというようなことで捉えさせていただきますと、実際、こちらの集計につきましても何らかの地域活動に参加をしているという形で捉えると50%を超えている状況ではございますので、先程の町民意識調査の数字とそう変わらないような状況になると考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

一方で、確かに地域づくりの活動の意識ということで、地域づくりや趣味など地域づくり活動への参加ということで「参加してもよい」という方は結構やっぱり高いんです。42.7%ということで、高いということになっているんで。私が考えたのは、参加してもよいと思っているけども、なぜか情報とか、何とか、あまり無いために参加してないんじゃないかと思ったんですけども、そういう情報提供をもっとやってもらえなと思うんですけども、今実際、先程答弁でもいろいろされているということなんですけど、私のこれは提案なんですけども、こういうサロン、老人クラブ、自治会、いろんなものがあるんですけども、これをリスト化したらどうかというのがあるんですよ。高齢者の方がどういうものがあると、参加したいけどもそういう情報が無いということであれば、例えば「防災マップ」なんか防災の危険箇所のほかにもいろんな情報が入ってます。それとか「大きくな〜れ！」でもいろんな情報を入れております。こういう冊子みたいなのがあれば高齢者の方もいろんな、探し出して参加すると、地域に溶け込めるといこともできるんじゃないかと思ってるんですけども、いかがでしょうか。提案です。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

御提案ありがとうございます。高齢者の方々が御参加いただけるいろんな地域での活動であったり、いろんな催し物、そういったものにつきましては、町の方でもたくさんあると思いますので、ただ、それぞれちょっと所管が分かれてくるものですから、私が今、この場で作りますということはちょっとお答えできかねるんですけども、そこに付きましても併せて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

要は実施している内容を高齢者の皆さんに伝えることが大切だと思うんです。広報紙なんかでも出してると思うんですけども、気付いてもらえるのを待つのではなくて、町の方から情報のツールを作って欲しいというのが私の提案です。よろしくお願ひします。

次に行きます。高齢者がいきいきと活動できる体制づくりですけども、先程答弁がいろいろあったんですけども、要は私がちょっと言いたいのは、人の支援とか、物の支援とか、情報の支援、先程とかぶるんですけども、もう一度どういう支援だったかを。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

各種団体への支援の内容でございますけれども、私の方からは介護保険事業につきまして答弁をさせていただきます。介護予防を目的に活動をいただいております地域住民グループのいきいきサロンという活動がございます。こちらが令和2年度の実績になりますけれども、サロンが町内に20団体がございます。そちらの方につきまして活動費の助成をさせていただきます。また、介護予防に関する健康教育として実施をいたしております出前健康講座、こちらにつきましても令和2年度の実績でございますが、14団体で延べ19回にわたりまして専門講師の派遣を行っているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

ただいまの答弁に加えまして老人クラブ連合会への補助の方を行っておりますが、こちらの方が会員数やクラブ数などに応じて助成を行っております。また、各種ボランティア団体の助成を行っております、こちらが地域福祉ボランティア基金から現在9団体の方に助成を行っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。いろんな支援で助成をしているということで、サロンが20、そのほか14団体あるということなんですけれども、このサロンなり、団体なんですけれども、これは、やるサロンの方から町の方に申請が上がって、それを基に支援をするというような形、どういうシステムになってるかっていうのを伺います。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

サロンの方につきましては年度の事業計画、予算書を御提出いただきまして、こちらで審査をさせていただき、その活動内容に応じて補助をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

これについては何か審査みたいなやつがあるんですか、規程みたいなやつは。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

補助の限度額を年間10万円にいたしまして、活動内容であったり、対象経費であったり、そちらを介護保険課の方で審査をさせていただいて補助を決定しております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。この申し込みがあつて、例えばこれはちょっと許可できないなというようなケースはありましたか。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

審査の際にと言いますか、提出をいただく際、その前にも、いろいろと御指導、アドバイスをさせていただきまして、対象になるものと、ならないものがありますよとか、中には対象にならないものを記載されてくるケースもあるんですけども、なるべくそういう手間をとらせないように事前のアドバイスを心掛けているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。3番目で、老人クラブ、自治会サロン等の支え合い活動ですけども、これについても、聞くところによって、老人クラブとか自治会、参加者が少なくなっているということを聞いているんですけども、これも何らかしら行政の工夫を検討して欲しいと思ってるんですけども、先程のいろんなことをやられてるんですけども、なんとか、老人クラブ、自治会等の参加率を上げたいということで、今、言ってあれなんですけども、そういう計画みたいなやつを検討して欲しいと思ってるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

老人クラブ連合会につきましては、年々加入者数が減少してるのが現状でございます。特に老人クラブ連合会の方を中心となって若手リーダーをつくったりとかして、工夫をされながら加入促進の方を努めておりますが、今現在、老人クラブの母数が60歳以上となっております、60歳以上の人口につきましては増えていってる状況でございますけれども、60歳以上の就労率の方も上がっておりますので、単純に年々下がってるという状況ではないのかなと思っております。ただやはり就労していない方につきましても増えている状況でございますので、それならばやっぱり一定低下を止めていきたいというふうに思っておりますので、後方支援を引き続き行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

自治会の方の答弁をさせていただきます。自治会の方はやはり高齢者になると自治会の役員の負担っていうようなところが話に聞こえてまいります。こういった意味でやむを得ず脱会するというような話も聞いたことがございます。この辺、高齢者のみならず広い範囲で自治会の方々の役員の負担軽減というような観点から、この辺は取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

これでまた最初に戻るんですけども、さっきのリスト化、高齢者の方が参加しやすいような、そういうあれを検討して欲しいということをお願いをしたいと思います。老人クラブや自治会ボランティア活動等の参加は減少しており、現状加入者の減少や会員役員の固定化、高齢化が課題となっている。一方で参加するメリットとして様々な人との交流や社会貢献の活動は健康づくりと生きがいになるという意見もある。そこで町に望むことは今言った社会活動への参加することの意義や魅力を発信していただき、活動の活性化に繋げていくこと。高齢者が活躍できる環境の充実に努めていただきたいとお願いして、次の質問に移らせていただきます。

2番ですけど、まず不登校の関係なんですけども、取り組みはいろいろあると。私ももう教育の現場の方がプロでいろいろされているというのは理解します。それでいろいろな原因があるということで答弁いただきました。確かにそうです。私が思っているのが、これは長崎新聞の記事なんですけども、大村市で「コンネ」という不登校の子どもの居場所づくりということで、県内初の取り組みをされているんですけども、子どもたちがいろんな要因があってやっぱり学校にも馴染めない子たちもいるかと思えます、確かに。そういうことで不登校ゼロを目指すっていうのはもちろん、これを否定するわけじゃないんですけども、子どもの気持ちを察して居場所づくりというか、大村では学校と別の所にそういう居場所を作って自由に登校させて、その子たちは学校も出席扱いにされているということなんですけども、これはもう提案なんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

大村市のほうで「コンネ」が開始されたと聞いておりますが、大村市教委としましては学校適応指導教室で市内1か所既に設けている中で、さらに追加して利用時間等に決まりのない居場所としてハードルを下げた場所を設置したということで聞いております。本町におきましては、先程の答弁にございましたように適応指導教室で指導を行っており、併せて放課後デイサービスの利用、あるいはフリースクールの活用者においては出席扱いとしておりますので、現行の取り組みを継続していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

適応指導教育というのを具体的にどういうものかというのを教えていただければ。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

学校に何らかの理由で登校できない、あるいは登校しづらいという児童生徒に対して、学校と別の場所で支援を行っているものになります。先程の答弁にもありましたが、専任の指導員が就いて、その子それぞれの状況に応じた支援を行っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

別の場所があるんですか。ちなみに何名とか言ってもおかしいですね、その辺はもうあまり聞かない方がいいんですか、結構おられるんでしょうか、そういう子どもたちは。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

3月までは南小の横の所に適応指導教室はあったんですが、今は社会福祉協議会、勤青の中に入れております。今のところ小、中1名ずついます。割と一生懸命、指導員がおりますので、うまく順調にきていますと思います。そこで馴染んだらまた学校へ戻すと、学校もまず保健室で登校したりして、できたら教室に戻すと、段階的にそういう格好でいつも動いております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

常にフォローをされているということを理解しましたので、よろしくお願ひします。

次の質問なんですけども、ひとり親家庭、先程、同僚議員のほうから質問もあって、ちょっとかぶる面があるんですけども、これも新聞記事なんですけども、これは5月7日、つい先日の記事の中でシングルマザーの育児ということで載ってまして、1人で乳幼児を育てる母子世帯のシングルマザーの9人に1人が鬱病などの心の不調を訴えていると、抱えているという内容で、調査結果によると心の不調を抱えているのは、同居する親のいないシングルマザーが11%で最も高いということで、この方たちは自助努力、それを求めるのは現実的ではないと、行政側から支援を届ける取り組みが必要だと書いております。先程の答弁の中でもいろいろあったんで、町の方でもいろいろやられてるかと思うんですけども、このシングルマザーの方たちは、ここに書いてあるんですけど、相談をしたいが誰にも相談できないというふうに書かれております。親と同居していな



いシングルマザーは社会的に孤立をしやすい。自治体を持つ情報を活用した積極的な支援が求められていると記載されています。こうすることで先程もちよっとあったかと思うんですけども、要は町の方がそういう相談しやすい体制づくりをもっと構築をして欲しいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

議員御指摘のとおりシングルマザーの方が妊娠をされた場合というのが、特に1人で悩んだりということが多いかということで、長与町としましては妊娠届を出した際とか、窓口に来られた際にシングルマザーの方の場合、必ずフォローに入るようにしております。令和2年度の場合、56人の妊婦のうち14人がシングルマザーの方でございました。あと、虐待等のリスクが高い妊婦3人のうち1人がシングルの方ということで、そういうふうな形で出産後もすぐに訪問をして、必要な場合は家事支援等の養育支援等も行っております。シングルの方が孤立をしないように、長与町としてもいろいろな関係の機関とも協力をしながら支援を行っている状況でございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。定期的にフォローをされているということなんで、是非支援をお願いしたいと思っております。最後なんですけども、本町では子育てサークル等々、自治体主体のサークルとか、母子推進員支援の自主サークル等々あります。これについて、今幾つあるか分からないんですけども、運営できなくなる、できなくなったとか、そういう事象は過去にありましたでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

現在、子育てサークルが6か所実施をしております。今までで活動をやめられた所が2か所と、1か所休止をしているということになっております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

やめられた原因っていうのは、何か分かってますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

このサロンが地域の方で広がっていったんですけども、やはりこの地域の子ども

たちが単立っていったってということや児童館の方が子育て支援センターということで位置づけられたということで、そういう親子で遊んだりすることができる居場所ができたってということで、地域のお遊び場としての役目を全うしたってということが、サロンが休止とか、閉鎖をした理由というふうにお聞きをしております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

例えばこの自治体の主体のサークルなんですけども、こちらの支援というのはどういう形でやられてるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

4つのサロンが母子推進員が主体となってサークルをされておりますので、そちらには1万円の補助を町の方から行っております。あと、もう1つのサロンにつきましては、福祉課からボランティア基金を活用して行っているというふうにお聞きをしております。あと、もう1つあるサロンにつきましては補助はしておりません。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○こども政策課長（宮司裕子君）

4つのサロンで1万円の補助、これは1回につきではなくて年間の1万円なんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

町の方からは年間1万円の補助を行っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

嬉里中央にある「さくらんぼ」なんですけども、ちょっと役員の方に聞いたら、年度初めに申請書を出して計画表を出せば、幾らかちょっと聞いてないんですけど、結構多くはないけども、この1万円よりははるかに多い額をもらっているみたいなきっかけがあったんですけども、要は私は平等にして欲しいというのがあれなんですけども、この辺の違いというのは、どういうことなんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

それぞれのサロンで活動されている内容に少し違いがありまして、基本、町の方から

の補助というのは場所の提供であったりとか、活動する際の空調代の補助というようなことで考えております。議員御指摘の「さくらんぼ」につきましては活動内容を見てみると、バスハイクとか、そういうふうにはほかのサロンで行っていないような活動も行っているのですが、補助の方が少し多くなっているのかなとは思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

例えば、ほかの自治体というか、そういうサロンが同じような申請をして計画を見たら、もっと増やしてもいいという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

町としての子育てサロンの意味合いというのが、自主サークルということで、町としては、補助をたくさんするっていうような形ではなくて、地域の子育て親子に対しての自主的に居場所づくりをしていただく、どうしても場所とか、空調代とか、そういうふうにならざるを得ない分についての補助ということで考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。最後に少子化への対策は社会全体の重要な課題となっており、安心して子どもが産み育てることができる環境整備が求められています。町に対してはより一層の支援体制の充実をお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西田健議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時33分）